

駒ヶ根市強靱化計画

Komagane Resilience

令和4年4月



駒ヶ根市

駒ヶ根市強靱化地域計画 目次

第1章 計画の基本的事項

1	策定趣旨	4
2	計画の位置づけ	5
3	計画の目的	5
4	計画期間	5
5	施策の重点化	5
6	評価・見直し	6

第2章 基本的な考え方

1	想定するリスク	8
2	総合目標・基本目標	9
3	起きてはならない最悪の事態 一覧	10

第3章 取り組むべき事項

駒ヶ根市の重点項目	12
第1節 人命の保護が最大限図られること	15
1 住宅や多数の者が利用する施設の倒壊や、 住宅密集地の火災による死傷者の発生	
2 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	
3 土砂災害（土石流、がけ崩れ、地すべり）による死傷者の発生	
4 避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う 避難の遅れによる死傷者の発生	
第2節 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	29
1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）	
2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	
3 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の 麻痺及び救助・救急医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
4 被災地における感染症等の大規模発生	

第3節	必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	39
1	市役所の被災による大幅な機能低下	
2	停電等による情報通信の麻痺・長期停止及びテレビ・ラジオ放送の 中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
第4節	必要最低限のライフラインは確保し、これらの早期復旧を 図ること	46
1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や 石油・LPガス、サプライチェーンの機能の停止	
2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
4	地域交通ネットワークが分断する事態	
第5節	流通・経済活動が停滞しないこと	58
1	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止やサプ ライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の停滞	
2	食料・飲料水等の安定供給の停滞	
第6節	二次的な被害を発生させないこと	64
1	土砂災害（土石流、がけ崩れ、地すべり）やため池の損壊・機能不全 による二次災害の発生	
2	有害物質の大規模拡散・流出	
3	農地・森林等の荒廃	
4	観光や地域農産物に対する風評被害	
5	避難所等における環境の悪化	
第7節	被災した方々が、元の生活に迅速に戻る	74
1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により 復旧・復興が大幅に遅れる事態	
2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	
3	被災者の住宅や雇用の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態	
4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

資料

資料編目次	81
-------	----

第1章

計画の基本的事項

1 策定趣旨

(1) はじめに

2011年3月に発生した東日本大震災は、国難ともいえる未曾有の被害をもたらしました。また、2016年4月に発生した熊本地震では、震度7の地震が連続して発生し、新耐震基準で建てられた家屋も倒壊するなど、想定外の自然災害が発生しています。

東日本大震災を超える被害が想定される南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、国は、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という）」を公布・施行し、平成26年6月には、基本法に基づき、国土の強靱化に関する他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という）を策定し、強靱な国づくりを進めていくこととしています。

長野県においても、平成28年3月に「長野県強靱化計画」を策定し、平成30年3月に「第2期長野県強靱化計画」（以下「県計画」という）を改定しました。

当市においても、平成29年3月に駒ヶ根市強靱化計画（以下「本計画」という）を策定し、南海トラフ地震、糸魚川静岡構造線断層地震等の大地震や土砂災害の発生に対して、ハード・ソフト両面の防災対策の取り組みを進めてまいりました。

本計画では、これまでの防災・減災対策を踏まえ、いかなる災害が発生しても市民の皆様の尊い命と財産を守り、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会を構築するため、駒ヶ根市の強靱化を推進する各計画の指針として取り組んでまいりました。

(2) 改定の趣旨

近年の気候変動等に伴い、毎年大きな自然災害が全国各地で発生するようになり、これまでに経験したことがない豪雨等による土砂災害や風水害に見舞われ、住民に対するわかりやすい避難の呼びかけや、避難情報を発するタイミングも変化してきており、国土強靱化の取り組みは引き続き喫緊の課題であります。

南海トラフ地震など巨大地震の発生確率が高まっている中で、世界規模で流行した新型コロナウイルス感染症などの新たなリスクに対しても取り組みを強化していく必要があります。

本計画の策定から5年が経過し、世界情勢が大きく変化する中で、これまでの取

り組みを点検するとともに、貴重な教訓や社会経済の変化、国の動向などを踏まえつつ、本計画の改定を行うものです。

なお、本計画が今後の研究成果や国における議論等を踏まえたものとなるよう、適宜見直しを行っていくものとします。

2 計画の位置づけ

この計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するもので、地域防災計画を始めとする本市における様々な分野の計画等の強靱化に関する指針となる、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものです。

この計画の改定にあたっては、基本計画及び県計画との調和を保ちつつ、本市が直面する様々な大規模自然災害等のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、施策について重点化を行います。

また、「駒ヶ根市第5次総合計画」の取り組みとの連携を図り、相乗効果が図れるようにします。

3 計画の目的

この計画の一番の目的は、災害により生命・財産を失わないことにあります。

この計画は、多くの災害の教訓を踏まえ、市、民間事業者、市民を含めた関係者が一体となって、生命・財産を守り迅速に復旧復興するための「事前の備えを行うことにより、社会全体が災害に強くなること」、すなわち強靱化に取り組み、市民の生命・財産・暮らしを守ることを目的とします。

4 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度の5年間とします。

この計画は、推進期間内において実現する施策のみならず、推進期間中に検討を始めるものや、実現に向けて長期的な展望にたった施策も含まれます。

5 施策の重点化

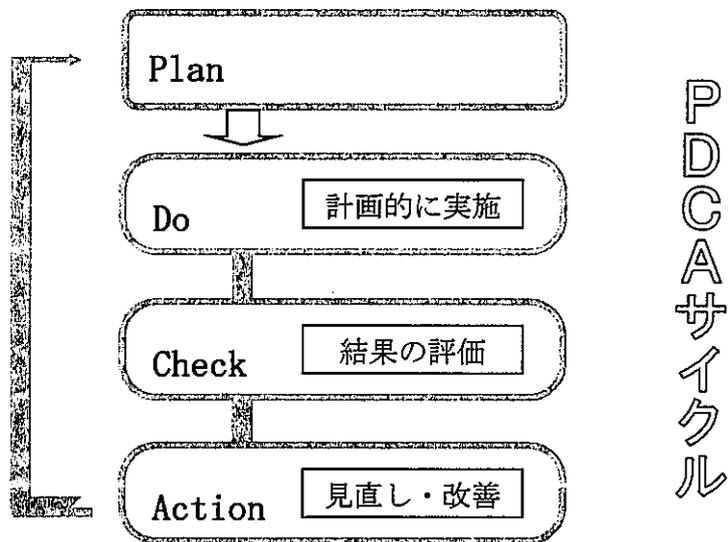
限られた予算や人員の中で、効率的・効果的に強靱化を進めるためには、どの施策を重点的に行っていくかを検討する必要があります。

この計画では、市民に対する影響の大きさや市の役割の大きさの視点から、25の重点施策を定めました。

6 評価・見直し

当市の強靱化を推進するためには、市民及び国・県・関係機関と連携を保ちながら、本計画に掲げる施策を計画的に実施することが必要です。

計画を効率的かつ効果的に推進するため、それらの施策や数値の達成状況を評価し、今後発生する災害の検証も加えながら、必要に応じて見直し（改善）を行っていきます。



第2章

基本的な考え方

1 想定するリスク

過去の災害や地域特性から、本市に甚大な被害をもたらす可能性がある自然災害を以下のとおり想定します。

なお、地震とその他の災害が同時に発生する可能性があることも想定する必要があります。

(1) 過去の主な災害

① 風水害

事象	市内の主な被害
【36災害】 (梅雨前線による集中豪雨) 昭和36年6月23日	明治以後最大規模の災害、死者5人、家屋119戸損壊、道路崩壊72か所21,420m、橋梁損壊33ヶ所、新生崩壊地、拡大崩壊地多く、農地76.5ha、農作物167ha、農業用施設61か所、給水施設被害。
【昭和58年台風10号】 (58災害) 昭和58年9月28日	家屋全壊1戸、半壊11戸、床下浸水115戸 河川・道路崩壊578か所、耕地土砂流入、流出447か所 被害額7,010百万円

② 雪害

事象	市内の主な被害
【平成13年豪雪】 平成13年1月21日～1月27日	農業施設損壊1か所、グラウンド復旧(雪捨場)2か所、学校施設損壊3か所、体育施設損壊1か所、集会施設損壊1か所、負傷者7名 被害額740百万円
【平成26年豪雪】 平成26年2月8日～2月9日 平成26年2月13日～2月14日	農業用ハウス倒壊59棟、道路寸断2件、河川氾濫13か所、水路詰まり5か所、人的被害2名(重傷1軽傷1) 農作物被害(野菜・花き・きのこ類) 水路溢水による工場床上浸水1件 被害額58百万円

(2) 今後危惧される災害

- ① 南海トラフ巨大地震、糸魚川-静岡構造線断層帯地震、伊那谷断層帯地震
 第3次長野県地震被害想定調査報告書では、本市に影響があると想定する地震は、大きく分けて、太平洋沖の海溝で発生する南海トラフ巨大地震と活断層

が動いて起こる糸魚川-静岡構造線断層帯地震、伊那谷断層帯地震の2種類があります。

これらが発生すると、当市では震度6弱以上の揺れとなり、大きな被害が発生すると想定されています。

また、当市は南海トラフ地震防災対策推進地域にも指定されています。

	最大震度	建物被害		人的被害	
		全壊・焼失	半壊	死者	負傷者
南海トラフ巨大地震	6弱	60	1,080	わずか	240
糸魚川-静岡構造線断層帯地震	6強	50	420	わずか	70
伊那谷断層帯地震	7	4,860	5,900	360	1,650

(第3次長野県地震被害想定調査報告書による被害想定)

② 風水害

近年増加傾向にある局地的豪雨は、土砂災害を引き起こし、また異常気象に伴う巨大台風は、猛烈な風雨による被害を発生させており、当市の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定地域については、一層の注意と避難体制の構築が必要となっています。

	警戒区域	特別警戒区域
土石流	249	194
地滑り	13	0
急傾斜地の崩壊	305	261

(駒ヶ根市内の土砂災害警戒区域の指定状況)

2 総合目標・基本目標

県計画の目標と調和を図りつつ、以下のとおり本計画の「総合目標」と「基本目標」を設定します。

○総合目標

市民の生命・財産・暮らしを守りぬき、活力ある地域を持続する

○基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- 4 必要最低限のライフラインは確保し、これらの早期復旧を図ること
- 5 流通・経済活動が停滞しないこと
- 6 二次的な被害を発生させないこと

7 被災した方々が、元の生活に迅速に戻れること

3 起きてはならない最悪の事態 一覧

「想定するリスク」及び「基本目標」を踏まえ、当市における「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態
1 人命の保護が最大限図られること	1-1	住宅や多数の者が利用する施設の倒壊や、 住宅密集地の火災による死傷者の発生
	1-2	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	1-3	土砂災害（土石流、がけ崩れ、地すべり）による死傷者の発生
	1-4	避難指示等の判断遅れや、情報伝達手段の不備に伴う 避難の遅れによる死傷者の発生
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）
	2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
	2-3	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺及び救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4	被災地における感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	3-1	市役所の被災による大幅な機能低下
	3-2	停電等による情報通信の麻痺・長期停止及びテレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4 必要最低限のライフラインは確保し、これらの早期復旧を図ること	4-1	電力供給ネットワーク（発電電所・送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-4	地域交通ネットワークが分断する事態
5 流通・経済活動が停滞しないこと	5-1	遠道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止やサプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の停滞
	5-2	食料・飲料水等の安定供給の停滞
6 二次的な被害を発生させないこと	6-1	土砂災害（土石流、がけ崩れ、地すべり）やため池の 損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-2	有害物質の大規模拡散・流出
	6-3	農地・森林等の荒廃
	6-4	観光や地域農産物に対する風評被害
	6-5	避難所等における環境の悪化
7 被災した方々が、元の生活に迅速に戻れること	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	被災者の住宅や雇用の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態
	7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

25の事態

第3章

取り組むべき事項

駒ヶ根市の重点項目

本計画で掲げる25の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策は、すべてが重要な施策ですが、限られた予算と人員の中で、効率的、効果的に強靭化を進めるためには、重点的に取組む施策を決めて推進していく必要があります。

総合目標である「市民の生命、財産、暮らしを守りぬく」と「活力ある地域を持続する」ため、次に示す2つの視点から、重点施策を設定します。

<重点化の視点>

1 影響の大きさ

当市での被害想定（死者数、重傷者数、建物全半壊棟数など）の大きさや当該事態が市民生活や地域経済に与える影響の大きさ。

2 市の役割の大きさ

脆弱性を回避するために、国・県・関係機関と連携する上で、当市が担うべき役割の大きさ。

① 市民の生命、財産、暮らしを守りぬくために

幸せな暮らしの維持も経済活動の維持も、全て人命あってのことです。大災害が起きても、人命を守り抜くことを最優先課題として取組みます。

	起きてはならない最悪の事態	主な施策
1-1	住宅や多数の者が利用する施設の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	住宅の耐震化、大規模建物の耐震化、市有施設の耐震化（学校施設・保育園・幼稚園・社会教育施設・福祉施設）、無電柱化、都市環境の整備、消防団の装備拡充、自主防災

		組織の強化 等
1-2	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	河川改修等と治水対策、ハザードマップの見直し、住民主導型警戒避難体制構築事業の実施、消防団訓練 等
1-3	土砂災害（土石流、がけ崩れ、地すべり）による死傷者の発生	国県と連携したハード整備、ハザードマップ更新、住民主導型警戒避難体制構築事業、森林整備の推進、雨量観測体制の強化、避難施設などの安全な場所の確保 等
1-4	避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	適切な避難指示等の発令、情報伝達手段の整備、要配慮者の避難行動支援、外国籍市民への情報伝達、小中学生への防災教育等
2-2	警察、消防、自衛隊による救助、救急活動等の不足	自主防災組織の強化、消防団の強化、赤十字奉仕団との連携、関係機関との連携 等
2-3	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺及び救助、救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	上伊那医師会等の医療機関との連携、広域的な医療体制、医療用資器材の整備、市民への意識啓発、エネルギー確保 等
5-2	食料、飲料水等の安定供給の停滞	農産物の安定生産、基幹的農業水利施設の長寿命化、給食センターの機能維持、食料の備蓄 等
6-5	避難所等における環境の悪化	避難所運営・環境整備、福祉避難所の確保、避難者の健康状態の把握 等

② 活力ある地域を持続するために

大規模災害によって社会基盤が被害を受けると、市民生活への打撃や経済活動の機能不全により、人口の流出や経済の停滞が発生する危険性があります。

地域社会が機能不全に陥り、応急対策、復旧復興等あらゆる対応に支障が生じないように、次の項目を重点化します。

	起きてはならない最悪の事態	主な施策
3-1	市役所の被災による大幅な機能低下	庁舎の機能維持、BCPの見直し、インターネット通信回線の強化、職員の安否確認と活動体制の整備、災害時応援協定、ボラ

		ンティアセンターの開設 等
4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	上水道施設強化、管路耐震化、老朽管更新、応急給水施設の維持管理、停電対策、台帳整備とバックアップ、水道施設の応急復旧・応急給水用資機材の確保、関係機関との連絡協力・相互応援体制・協定、受援準備、備蓄資源の活用と自然資源の活用 等
4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道施設強化、管路施設・処理場の地震対策、停電対策、台帳整備とバックアップ、関係機関との連絡協力・相互応援体制・協定、受援準備、代替設備整備 等
4-4	地域交通ネットワークが分断する事態	道路整備、農道・林道整備 等
5-1	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止やサプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の停滞	代替道路の確保、道路の維持管理、除雪、企業のBCP策定の啓発 等
7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	道路啓開体制の強化、協定による連携強化等
7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	自主防災組織の強化、(自主防災リーダー・、防災士の育成)、地区防災計画の策定支援 防災資機材の配備、防災教育 等

第1節 人命の保護が最大限図られること

起きてはならない最悪の事態

1-1

住宅や多数の者が利用する施設の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生

1【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 住宅の耐震化

・いつどこで起きてもおかしくない地震の発生に対し、市内には、様々な理由により耐震性の低い住宅が存在しています。人命の保護と共に、災害発生後も出来る限り日常生活が継続できることを目指して、住宅の耐震化を一層進める必要があります。

② 大規模建築物の耐震化

・多数の者が利用する大規模な建築物は、地震等により天井等が落下したり、建物自体が倒壊した場合には、多くの被災者が発生します。そこで、平成25年の耐震改修促進法の改正を受け、これらの建築物の早期の耐震診断や耐震改修が求められています。

③ 市有施設の耐震化

・「市有施設耐震化整備プログラム」の実施により多数の者が利用する建築物は、前計画期間内において、公共建築物の耐震化が進捗したことにより耐震化率が上昇しました。今後さらなる安全・安心のため、引き続き吊り天井等の非構造部材の落下防止を進め、耐震化を進めなければなりません。

また、長期的視野に立って公共施設マネジメントを推進し、老朽化した施設の統廃合や長寿命化を計画的に進め、公共施設の最適化を図っていくことは、安全性の確保の観点からも重要です。

(1) 学校施設の耐震化

小中学校等の施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場であると共に、その多くが災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保が極めて重要です。施設の老朽化等に対し、学校生活の安全確保等、緊急性に配慮しながら施設整備を進める必要があります。

(2) 保育園・幼稚園等の耐震化

市内の保育園・幼稚園は、公立保育園8か所、公立幼稚園2か所、私立保育園2か所、私立幼稚園1か所の計13か所あります。

令和4年4月現在における公立保育園・幼稚園の中で築30年を経過し、昭和56年の建築基準法新耐震設計基準により耐震補強の必要とされる施設が5施設あります。

(3) 社会教育施設の耐震化

不特定多数の者が利用する社会教育施設は、災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、安全性の確保が重要であり、老朽化した社会教育施設の計画的な施設整備を進める必要があります。

(4) 福祉施設の耐震化

関係者と施設のあり方も含めて調整する中で、新築・改築・廃止等を計画的に推進する必要があります。

④ 無電柱化等

・地震の揺れや台風の影響を受けて電柱が倒壊したり電線が切断することがあります。これらによる緊急車両の通行障害の発生を防ぐため、市内の幹線道路や緊急輸送路での無電柱化を推進する必要があります。

また、情報通信ネットワークの基盤となるケーブルを地中に埋設することにより、地震等の災害時における被害を軽減し、ネットワークの安全性・信頼性を向上させる必要があります。

⑤ 都市環境の整備

・住宅密集地等では、地震時において大規模な火災の可能性、あるいは道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難になることがあります。

地震や火災から人命を保護するため、住宅密集地等において、延焼防止や避難路及び都市公園を利用した避難場所の確保など安全な都市環境の整備が必要です。

⑥ 住宅密集地域や多数の者が利用する施設の火災の防止

・住宅密集地での火災は、隣接した家屋等への延焼を防ぐため、迅速な消火活動が必要となります。そのためにも 防火水槽や消火栓などの位置を地元住民も認識しておくことが大切です。また、防火水槽や消火栓の経年劣化による修繕や取替えが必要な箇所の把握に努め、随時対応します。

大型施設等での火災は、施設内での避難誘導や救助・消火活動が想定されます。消防団員の装備として防火衣の装着が必要ですが、その数はまだ充分ではありません。

⑦ 自主防災組織の強化

・過去の災害時は、隣近所の助け合いにより、倒壊家屋からの救出や初期消火が行われていることから、お互いが命を守りあえる自主防災会の育成が必要です。

2【施策 重点】

① 住宅の耐震化

- ・「駒ヶ根市耐震改修促進計画（第Ⅲ期）」に沿った耐震化を着実に推進します。
- ・熊本地震の被害等を踏まえ、新耐震基準（建築基準法に基づく耐震基準 昭和 56 年 6 月 1 日に導入）で建てられた建築物について、耐震化を推進します。
- ・災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進します。

② 大規模建築物の耐震化

- ・市は県と協力しながら、多数の者が利用する大規模な建築物の耐震診断・耐震補強などの耐震改修に関する情報の提供を行うなど、「駒ヶ根市耐震改修促進計画（第Ⅲ期）」に沿って計画的に耐震化を推進します。

③ 市有施設の耐震化

- ・災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する建築物の耐震化を優先して行い、その後は対象施設を保育園等の施設に拡大します。構造体の耐震化を優先して行い、次に非構造部材や建築設備等の耐震対策を行います。

さらに、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、施設の統廃合や建替え、長寿命化、大規模改修等を計画的に進め、災害に強い市有施設の確保を図ります。

(1) 学校施設の耐震化

施設整備計画に基づき、小中学校の耐震改修工事や大規模改修・改築を計画的に実施し、全ての小中学校の耐震化及び天井落下防止対策が完了しました。今後は、施設の非構造部材や建築設備等の耐震対策を推進するとともに、施設の老朽化を総合的に判断するため、耐力度調査を実施します。

【耐力度調査を実施する施設（築 50 年以上経過している学校施設）】

赤穂中学校（管理教室棟、普通教室棟）、
東中学校（管理教室棟、屋内運動場）

(2) 保育園・幼稚園の耐震化

公立保育園・幼稚園の整備は安全確保の観点から、非耐震の老朽化した施設を優先して新築・改築・改修を計画的に推進します。

【耐震対策等必要な施設】

赤穂南幼稚園、北割保育園、美須津保育園、
中沢保育園、すずらん保育園

(3) 社会教育施設の耐震化

社会教育施設等を集約化し、効率的な施設運営を図るため、老朽化する建物の改修を計画的に推進します。

【耐震対策等必要な施設】

駒ヶ根総合文化センター改修（ホワイエ等天井耐震化）

(4) 福祉施設の耐震化

長寿荘、福祉センター、福祉企業センターは、いずれも建築から40年以上経過しているため、耐震対策について検討をします。

④ 無電柱化等

・市は、県や電線管理者、沿線住民の皆さんと連携し、以下の箇所の無電柱化を推進します。

・地震などの災害時における輸送・避難空間の確保が必要な箇所 ・人々が集い歩く場所での安全で快適な歩行者空間の確保が必要な箇所	広小路
・地域の特色・風土を活かす景観の形成及び保全が必要な箇所	菅の台 駒ヶ根 IC 周辺

⑤ 都市環境の整備

(1) 幹線道路

・市は、市街地の延焼防止や避難時の安全を確保するため、都市計画道路などの幹線道路整備により、安全な都市環境の整備を推進します。

【整備が必要な幹線道路】

- ・(都)中割経塚線、(市)光前寺南線、(市)本曾倉線、(市)新春日街道線、(都)上穂北割線、(市)赤須町線

(2) 都市公園

・普段公園として利用している都市公園を緊急時における避難場所として活用します。

緊急時に避難場所として安心して利用できるよう都市公園の整備及び公園施設の長寿命化も推進します。

【避難場所として利用可能な都市公園一覧】

名 称	面積 (ha)	名 称	面積 (ha)
三和森公園	0.30	南割公園	6.80
飯坂公園	0.10	駒ヶ根公園	15.97
向ヶ丘公園	0.17	丸塚公園	4.58
下平公園	0.27	十二天の森	10.80
栄町公園	0.17	古城公園	11.00
アルプス公園	0.23	かっぱの池	0.32
ふじやま公園	0.11	駅北公園	0.23
飯坂東公園	0.18	小町公園	0.37
北の原公園	3.10	みゆき公園	0.17
馬見塚公園	3.40	きらめき公園	0.12
すずらん公園	1.18	のぞみ公園	0.12
馬住ヶ原公園	1.60	菅の台水と文化の森公園	1.16

⑥ 住宅密集地域の火災の防止

- ・住宅密集地である町部では、自主防災会と消防団員と一緒に防火水槽や消火栓などの水利検分を毎年行い、場所や使用方法の確認を行います。
- ・地震により消火栓が使用できないことを想定し、耐震性防火水槽を効果的に配置します。
- ・消防団の防火衣を計画的に配備します。

⑦ 自主防災組織の強化

- ・自主防災リーダーを中心に、非常時の人命救助や初期消火の研修会を行うなど、大規模災害発生時の初動体制強化を図ります。

【事業所の皆様へ】

従業員、店舗利用客、観光客、入院患者、福祉施設入所者又は利用者等が地震や火災の被害にあわないよう、耐震対策や防火対策を行ってください。

※ 当計画で事業所とは、商店、工場、事務所、営業所、銀行、支店、学校、寺院、病院、福祉施設、旅館、ホテルなど事業を営むすべてのものをいいます。

3【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
道路整備プログラムに基づく幹線道路整備 (短期着手予定路線の着手)	2 路線 (R3)	6 路線 (R12)	
住宅（戸建て住宅・アパート等）の耐震化率	85.5% (H30)	92.0% (R7)	
多数の者が利用する建築物の耐震化率 (一定規模以上の学校、体育館、病院、福祉施設、ホテル、旅館、工場等)	86.9% (R2)	95.0% (R7)	
公共建築物の耐震化率 (市有施設)	94.6% (R2)	100% (R7)	
耐力度調査の実施数 (築 50 年以上経過している学校施設)	0 棟 (R3)	4 棟 (R8)	
消防団の防火衣の配備数	35 着 (R3)	52 着 (R8)	

起きてはならない最悪の事態

1-2

豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

1【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 治水対策

- ・地球規模の温暖化が進む中、それに起因する異常気象が多くなり、局地的な大雨も降り、今まで以上に雨量が増加しています。大雨時に、如何にスムーズに市内の一級河川等を経由し天竜川に排水するかが課題となります。
- ・住宅地などの開発が先行し、排水路整備の遅れによる浸水の恐れが出てきており、対策が求められています。
- ・また、老朽化した河川施設の改修が求められています。
- ・さらに昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、河川改修だけでなく流域全体で治水対策を行う「流域治水」の取り組みが求められます。

② 避難体制の構築

- ・河川が氾濫する前に迅速かつ的確に避難するため、ハード対策に加え、行政機関・住民・民間企業等との連携により、避難行動支援等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要があります。

2【施策 重点】

① 治水対策

- ・国、県が管理する河川で広域にわたり甚大な浸水被害が想定されるものは、河道拡幅や護岸改修などの予防対策を着実に促進するよう要望をします。
- ・市は、宅地化が進み、道路側溝などの排水路整備が遅れている箇所の新設整備を推進します。また、河川管理施設について、計画的な施設改修を実施します。
- ・「流域治水対策協議会」へ参加し流域全体の河川管理者等の連携を深める必要があります。

② 避難体制の構築

- ・河川の氾濫時に避難を迅速に行うため、浸水想定区域を記したハザードマップを全戸配布しています。ハザードマップは必要に応じ見直し、浸水想定区域等の防災情報の周知に継続して努めます。
- ・住民主導型警戒避難体制構築事業により、水害版図上訓練等を実施し、地域防災力の向上を図ります。
- ・消防団は、豪雨による一級河川の氾濫に備え、毎年5月に伊南3町村と合同水防訓練を行います。降雨期などで用水路からの越水により道路や家屋への浸水が発生する場合は、必用な箇所へ迅速に土のうを配備します。

【市民の皆様へ】

日頃からハザードマップ等に注目するとともに、防災訓練に参加するなど、災害時に適切に避難できるよう備えてください。また、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築など、市と連携した防災活動に協力をお願いします。

降雨時は、雨量や河川水位などの情報について、テレビ・ラジオ・インターネット・防災行政無線などにより、自ら受信するよう努めるとともに、それらの情報に基づき、早めの避難行動を行ってください。

【事業所の皆様へ】

浸水想定区域内に建物がある事業主は、従業員、店舗利用客、観光客、入院患者、福祉施設入所者又は利用者等が被害にあわないよう、避難計画を策定し避難訓練を実施していただくようお願いします。

3【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
ハザードマップの作成	H30 更新	R5 更新	
住民主導型警戒避難体制構築事業の実施 地区	5 地区 (R3)	7 地区 (R8)	

起きてはならない最悪の事態

1-3

土砂災害（土石流、がけ崩れ、地すべり）による死傷者の発生

1 【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 土砂災害の防止

・急峻な地形と脆弱な地質が広がる本市では、土砂災害警戒区域が多数指定されており、建築物や住民へ著しく危害が生じるおそれがある土砂災害特別警戒区域も多く、その区域内にある、人家、公共施設等に及ぶ土砂災害を未然に防止する対策が求められています。

・土砂災害発生が危惧される危険箇所の点検を毎年実施し、危険箇所の把握をする必要があります。

・土砂災害警戒区域内にある公共施設については、施設を利用する市民や児童生徒の生命の保護のため、施設の移転や急傾斜地崩落防止施設等のハード整備などを検討する必要があります。

・土砂災害の発生時においては、市民の安全を確保するとともに、避難のための道路や被災者を一時収容するための安全な場所を確保しておく必要があります。

・降雨時は雨量観測体制を強化し、土砂災害の危険性を事前に把握する必要があります。

【参考】土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。 過去の土砂災害による土砂の到達範囲などを勘案して設定されます。
土砂災害特別警戒区域	警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域です。

② 警戒避難体制の充実強化

・市民は自宅周辺の危険箇所を把握し、自らの命を守るための備えをする必要があります、自主防災会は住民主体の警戒避難体制の構築を促進する必要があります。

・土砂災害に対する定期的な避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図ることが必要です。

	警戒区域	特別警戒区域
土石流	249	194
地滑り	13	0
急傾斜地の崩壊	305	261

(駒ヶ根市内の土砂災害警戒区域の指定状況)

③ 森林の荒廃

・森林の適正な整備と保全を図るため、国・県と連携し、がけ崩れ等が危険な箇所に

において山地災害防止施設による保安林機能の向上を促進するとともに、間伐などの森林施業の着実な実施と荒廃した森林の再生を促進する必要があります。

・森林の適切な管理・保全が行われない場合には、森林が有する多面的・公益的機能が損なわれ、山地災害等の発生リスクの高まりが懸念されるため、森林所有者が主体となる森林経営計画などの様々な事業を活用し、森林整備・保全活動や環境教育等を推進する必要があります。

2【施策 重点】

① 土砂災害の防止

・県により指定されている土砂災害特別警戒区域の解消のため、国や県との調整を行い、土砂災害に対する砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の推進を図ります。

・土砂災害発生が危惧される危険箇所の点検を毎年実施し、危険箇所の把握をし、早期整備を国・県に要望します。特に、避難所や要配慮者施設周辺の土砂災害特別警戒区域の指定が解除できるよう、優先的にハード整備を行ってもらおうよう働きかけます。

・土砂災害警戒区域内にある公共施設については、施設を利用する市民や児童生徒の生命の保護のため、施設の移転や急傾斜地崩落防止施設等のハード整備などを検討します。あわせて、土砂災害に関する避難訓練を実施します。

・土砂災害の発生時においては、いち早く情報伝達を行うと共に、避難のための道路や被災者を一時収容するための安全な場所が確保できるよう検討します。

また、観光客など本市の土地勘が無く、危険箇所の予備知識が無い人に対しても、迅速な情報伝達が行えるよう、日頃から観光施設と連携をしていきます。

・雨量観測システムは、緊急時に備え、常に正常に作動しているかの確認を行います。

また、観測体制の強化のため、雨量計の増設が必要になったときは、県・気象台と相談をし、適切な場所に設置をします。

② 警戒避難体制の充実強化

・ハザードマップの更新を行い、市民への周知徹底を図り、自主防災会において住民主導型警戒避難体制の構築を促進します。

・土砂災害に対する定期的な避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図ります。

③ 森林の荒廃

・森林の持つ多面的な機能を十分発揮できるように土砂災害防止や水源涵養林などの森林整備を推進します。

・国・県の治山事業を積極的に取り入れ、土砂災害防止機能を高める「災害に強い森林づくり」を進めます。

また、特に土砂災害の恐れのある地域については、その上流部の森林を健全に保つよう日頃からの整備を強化します。

【事業所の皆様へ】

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者又は所有者は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難確保計画の作成・避難訓練を実施してください。

また、気象や避難に関する情報の入手方法の多様化に努めてください。

【市民の皆様へ】

あらかじめ土砂災害の危険のある場所の把握や、避難場所・避難方法の確認などを行ってください。いざというときは、早期に安全な場所に避難を行うとともに、危険を察知した場合は、自ら命を守る行動をとってください。

住民主導型警戒避難体制構築事業の実施により「地域の防災マップ」づくりなど、地域ぐるみの取り組みを推進してください。

3【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
ハザードマップの作成	H30 更新	R5	再掲
住民主導型警戒避難体制構築事業の実施地区	5 地区 (R3)	7 地区 (R8)	再掲
土砂災害特別警戒区域（土石流）の解除数 （第5次総合計画）	3 箇所 (R2)	8 箇所 (R8)	
土砂災害特別警戒区域 （急傾斜地崩壊危険区域）の解除数 （第5次総合計画）	2 箇所 (R2)	3 箇所 (R8)	
雨量計の設置箇所	6 箇所	6 箇所	現状 維持

起きてはならない最悪の事態

1-4

避難指示等の判断遅れや、情報伝達手段の不備に伴う

避難の遅れによる死傷者の発生

1【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 避難指示等による避難

- ・市民が災害から被害を受けないためには、各自がその危険性を認識し、迅速な避難行動を起こすことが重要です。
- ・避難行動は市民自らが判断し行動を起こすことが基本ですが、市が避難勧告等を発令した場合は、それに従い、迅速な避難行動をとる必要があります。
- ・当市に土地勘が無い観光客等に対しても、迅速に情報伝達を行い避難行動につなげてもらう必要があります。

② 情報伝達手段

- ・大規模自然災害が発生した際、いち早く市民に情報を伝達するためには、多様な手段を構築する必要があります。今後も情報伝達体制を検証し、時代に即したより効果的で確かな方法で運用することが必要です。

【現在の情報伝達手段】

同報系防災行政無線、エコーシティ・駒ヶ岳音声告知放送、エコーシティ・駒ヶ岳行政チャンネル(11チャンネル)、市のメール配信サービス、ホームページ、SNS(フェイスブック、ツイッター、ライン)、L-A L E R Tを使用したテレビ・ラジオ・スマートフォン等からの広報、携帯電話の緊急速報メール、消防団等による広報車

- ・防災行政無線放送が聞き取りにくい地域や、ウェブサイト閲覧やメール、SNS利用環境を持たない市民への対応が課題となっています。
- ・伝達する情報をより効果的に運用するためには、市内自主防災組織の育成、防災訓練及び防災教育を更に充実し、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることにより、地域全体の防災力向上を図る必要があります。

③ 要配慮者の避難行動支援

- ・要配慮者は避難行動への支援が必要です。特に手話を言語にしている聴覚障がい者等は、手話や筆談が必要で、放送の代替方法、避難所での情報提供の方法を事前に検討しておく必要があります。

また、市民は手話が言語であることを理解し、手話がコミュニケーション手段として広く普及することにより、「ろう者」の社会参加を促進するとともに、災害時にろう者の安全を確保し、手話で安否確認や避難誘導のできる市民を増やす必要があります。

- ・視覚障がい者への支援については、音声は聞き取れるものの、実際に移動等は何らかの支援が必要な場合が多いですが、障害福祉サービスの中の同行援護を実施できる

事業所が駒ヶ根市には多くはありません。

- ・知的障がい者等は、普段と違うことにパニックになりやすく、家族が避難所等に連れていこうとしても動かないことが想定されます。慣れた学校や施設が避難所になると安心する可能性があることから、福祉避難所の検討が必要です。
- ・災害時は、障害福祉サービスがすぐ利用できないこともあり、家族だけでは対応できないので、隣近所の日頃からのつきあいや支援体制が大変重要です。
- ・障がい者以外の災害発生時に支援を必要とする高齢者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が、迅速かつ安全に避難できる地域づくりを進めるため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて地域の要配慮者、支援者、社会資源等を把握し、地図等を活用した避難支援計画を策定する必要があります。

④ 外国籍市民等への情報伝達

- ・外国籍市民等への防災意識の啓発、防災・災害情報の多言語等での伝達手段が十分に整備されていない状況であり、本市に住む多数の外国籍市民の安全、安心を確保するため、外国籍市民向け災害情報の伝達体制を整備・強化する必要があります。
- ・いつ起こるかかわからない自然災害や緊急事態に、外国籍市民も自ら身を守ることができるよう意識啓発を行い、その対応方法を理解できるように説明していくと同時に、災害時の外国籍市民の支援体制や人材活用体制を整備していくことが急務です。

⑤ 小中学校の防災教育

- ・災害発生時に児童生徒が自ら危険を回避する力を育成するため、学校における実践的な安全教育の指導法構築に取り組むなど、引き続き、防災教育の充実を図る必要があります。

2【施策 重点】

① 避難指示等による避難

- ・市は、適切に避難指示等を発令するとともに、災害が発生するおそれがある場合等に市民が的確な避難行動ができるよう、ハザードマップ等により日頃から危険箇所や避難所等の周知徹底を図ります。
- ・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(H26.4内閣府)に対応した市のマニュアルの見直しを行い、それに伴う訓練をします。
- ・観光地に起こりうる災害を想定し、外国人を含む観光客等の滞在者を考慮し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備についての取り組みを推進します。
- ・市民や観光客等の滞在者に迅速かつ詳細に避難勧告等の発令情報を伝達するため、携帯電話会社による緊急速報メールの活用を推進します。
- ・市は、住民主導型警戒避難体制構築事業を活用し、土砂災害や浸水害の被害にあわないために、住民同士のワークショップによる自主避難マップづくりを支援します。

② 情報伝達手段

・市民への情報伝達は多様な手段を用い、あらゆる方法で災害情報を入手してもらうことが望ましいため、現在運用をしているものの他、今後も時代に即した情報発信を検討します。

特に、同報無線屋外子局の増設（子局本体又はスピーカー増設）、屋内受信機の配備、移動系防災無線のデジタル化、パソコンやスマートフォンなどの携帯端末で情報受発信手段など、環境や時代の変化に応じた効果的な情報伝達手段の構築を検討します。

③ 要配慮者の避難行動支援

・聴覚障がい者等とは、手話によるコミュニケーションが必要なことから、上伊那8市町村で伊那市社会福祉協議会へ委託している「手話奉仕員養成講座」の受講者を増やします。

また、手話でコミュニケーションができなくても、聴覚障がい者を理解し、対応できるよう市民の心構えを醸成します。（平成28年に長野県手話言語条例が制定され、今後県として広く市民への手話の普及が図られます。）

大規模災害発生時は、全国から手話通訳者が集まるので、社会福祉協議会が開設するボランティアセンターとその調整方法と運営ノウハウについて検討します。

さらに、避難行動要支援者名簿を整備する中で、言語や支援の方法についても記載をするべきかを検討します。

・視覚障がい者への対応については、市民誰でも対応ができるよう、社会福祉協議会と協力して研修会等を開き、障がい者に対する理解を深めてもらいます。

・知的障がい者等が安全に避難でき、安心して避難所で生活できるよう、障がい者の対応ができる福祉避難所を増やします。

・要配慮者の避難体制を構築するために、避難行動要支援者名簿に加え、災害時住民支え合いマップ（要配慮者がどこに住んでいて、誰が支援者となり、どこに避難させるか等の情報を表記した地図）の作成を継続し活用促進を図ることで、住民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを推進します。

④ 外国籍市民等への情報伝達

・市内に住む外国籍市民へ防災情報を伝達するために作成した、防災パンフレットの内容更新や、多言語版のハザードマップを作成します。

・やさしい日本語によるメールやSNSによる情報発信を切り口に多言語のウェブサイトへ誘導するなど、日本語を母語としない人にも理解されやすい情報伝達ができるようにします。

・緊急時対応のオリエンテーションの実施や、緊急時対応がまとめられたカードなどを作成・配布したり、また、外国籍市民向け防災訓練を実施します。

また、外国籍市民が地域の防災訓練に参加できるよう自主防災組織を支援します。

⑤ 防災教育

・学校における防災教育の指針である「防災教育の手引き」を普及するとともに、小中学校におけるモデル的取組（緊急地震速報器導入や学校防災アドバイザー派遣など）を実施して実践的な安全教育の指導法構築を推進しているため、市は県と連携して災害発生時に児童生徒が自ら危険を回避する力の育成を図ります。

【市民及び事業所の皆様へ】

駒ヶ根市内のすべての方が被害にあわないよう、気象や避難に関する情報の入手方法の多様化に努めてください。

特に、市外の観光客などを受け入れる事業所や要配慮者が利用する事業所においては、大規模災害発生時は一刻も早く情報が入手できるよう、受信体制の強化を検討してください。

「自分の身は自分で守る」との認識を持ち、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じてください。

3【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
手話通訳者の数 (駒ヶ根市障がい者基本計画)	3人 (R3)	6人 (R8)	
同行援護事業所数	2事業所 (R3)	3事業所 (R8)	
福祉避難所の数	20施設 (R3)	25施設 (R8)	

第2節 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

起きてはならない最悪の事態

2-1

長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）

1【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

① 道路の落石危険箇所

・台風などの大雨や地震により落石が発生すると、通行車両などが被災したり、孤立が生じる恐れがあります。落石等災害の危険性が高い箇所について、落石防護柵などの防災対策施設を整備し、道路災害の発生を未然に防止する必要があります。

② 緊急輸送路の整備

・地震により橋梁等が破損すると、避難や救急・消火活動、緊急物資の輸送に支障が生じる恐れがあります。このため、緊急輸送路における要対策橋梁等の耐震補強を進める必要があります。

③ 大雪による孤立防止

・大雪による長時間に及ぶ通行止めは、市民生活や観光客等に大きな影響を及ぼす恐れがあります。国、県と連携し、緊急輸送路を優先した除排雪をはじめとした冬期交通の確保対策を推進する必要があります。

④ ヘリコプターによる救急救助、救援物資搬送

・大規模自然災害が発生した時には、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要がありますが、道路交通網が被災し、孤立集落が発生した場合等は、ヘリコプターを活用し、効率的に救急救助や救援物資搬送を実施することが重要です。

⑤ 孤立時の竜東支所の有効活用

・大規模自然災害が発生し、道路の寸断や天竜川の橋梁が崩落した場合は、竜東地区が孤立化する可能性があるため、中沢支所及び東伊那支所を災害対策現地拠点施設として利用する必要があります。

2【施策 重点】

① 道路の落石危険箇所

・落石や岩石崩落など道路パトロールや道路防災点検の結果に基づき、対策が必要な箇所について、災害時の孤立集落発生や落石による人身事故の防止等、道路利用者の安心・安全を確保するため、順次、防災対策工事を実施します。

② 緊急輸送路の整備

・災害時における緊急輸送路の機能確保や落橋による二次的災害を防止するため、緊急輸送路上にある橋梁や跨線橋・跨道橋の修繕や統廃合等を実施し、安全で安心できる市民生活を実現します。

【修繕や統廃合等が必要な橋梁】 大徳原橋、福岡橋

③ 大雪による孤立防止

・県、警察及びその他関係機関と情報共有及び連携を図りながら、大雪に伴う孤立を防止するため、道路の除排雪をはじめとした冬期交通の確保対策を推進します。具体的には、平成26年2月大雪災害経験を踏まえた県との豪雪時における相互除雪の実施、ホームページ等のあらゆる媒体を活用した広報を行います。

・各区が除雪を円滑に行えるよう、除雪機の補助制度の有効利用や、雪捨て場（雪の仮置き場）の確保を進めます。

・大雪により観光客等が帰宅困難となった場合は、滞在可能なホテルや旅館と連携をし、一時滞在が可能となるように働きかけます。

④ ヘリコプターによる救急救助、救援物資搬送

・孤立集落が発生した場合で、道路による救急救助、救援物資搬送が行えない場合は、ヘリコプターを要請し、援助を求めます。

市は、「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を事前に指定し、支援に備えます。

また、必要に応じ、ヘリポートの整備も行います。

⑤ 孤立時の竜東支所の有効活用

・大雪時に竜東地区の谷間の集落は、除雪が難航し孤立をする可能性があるため、隣近所の支えあいによる除雪等の援助が必要であり、中沢支所及び東伊那支所は、区役員と連携し情報入手に努めるようにします。

また、特に高齢世帯の孤立を発生させないために民生児童委員とも連携して情報収集及び援助を行います。

・中沢支所及び東伊那支所を災害対策現地拠点施設として利用するために、災害時の電源確保対策を行います。また、夏場や冬場の冷暖房対策も十分でないため、施設内の空調設備の整備を行います。

3【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
橋梁長寿命化計画に基づく修繕及び更新 (橋梁長寿命化計画)	12 橋 (R3)	21 橋 (R8)	
高速道路、鉄道に架かる跨線橋・跨道橋の橋梁 長寿命化計画に基づく修繕及び統廃合 (橋梁長寿命化計画)	1 橋 (R3)	2 橋 (R8)	
橋梁定期点検の実施	168 橋 (R3)	378 橋 (R8)	R1～R5 2 巡目
災害対策用ヘリポート (駒ヶ根市地域防災計画)	7 箇所 (R3)	現状維持	

起きてはならない最悪の事態

2-2

警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足

1【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 自主防災組織の強化

・大規模災害発生直後は、警察、消防などの公的機関の救助が見込めないため、自主防災組織の支えあいによる救助救出活動が大変重要です。

災害による被害を最小限に抑えるには、自ら身を守る「自助」、行政機関等の災害支援である「公助」のほか、地域の人の助け合いである「共助」があり、その「共助」の中心的な役割を果たすのが、自主防災組織の活動です。そのため、より小さな単位（自治組合や隣組）ごとの自主防災組織の立ち上げや、その活動の活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上を図る必要があります。

② 駒ヶ根市消防団の強化

・大規模災害時には、家屋に取り残される者の発生や多くの負傷者の発生が予想されます。消防団は消防署と協力し、被災者の救助・救急に対応します。

・救急活動に関しては、消防団の救護隊も高い技術を有しており、被災者に対しての適切な対応が可能です。しかしながら、救助活動に関しては、消防団は専門的な知識や技術が不足しているのが現状です。

・社会情勢の変化に伴い消防団員の確保が難しくなっており、消防団員の処遇改善や、訓練等活動の見直し、消防団サポート事業制度等を行うことにより、団員確保のために、更に魅力ある改善をする必要があります。

③ 駒ヶ根市赤十字奉仕団との連携

・赤十字奉仕団は、災害発生時、応急救護や炊き出しなど災害現場でのボランティア活動を行います。日頃から自主的な救護訓練、炊き出し訓練等を行っていますが、関係機関との連携をとっていく必要があります。

④ 関係機関との連携

・大規模災害発生時は、警察・消防・自衛隊等の関係機関の支援を受けながら、人命救助、消火活動、道路警戒、交通規制、防犯対策などあらゆる事態への対応が必要となりますが、その支援対策についてはあらかじめ具体的に検討しておく必要があります。

2【施策 重点】

① 自主防災組織の強化

・駒ヶ根市は、市内 16 区に自主防災会が組織されていますが、より小さな単位で顔の見える自主防災会の活動が望まれることから、長野県自主防災アドバナーと自主

防災会との懇談を行い、きめ細かい指導を行います。

- ・自主防災会は、自らの防災能力を高めるための訓練を年1回以上実施します。
- ・自主防災会が防災資機材の調達をするための助成制度「駒ヶ根市自主防災組織防災資機材整備事業」を継続し、自主防災会の体制強化を促進します。

② 駒ヶ根市消防団の強化

- ・消防団員が、災害現場から負傷者を救助する知識・技術の習得に関しては、消防署の講習を受けスキルを向上します。
- ・救急活動に関しては、市または各自主防災会の防災訓練の際に、救護隊が市民に救急法を指導します。
- ・消防団の活動については、消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団サポート事業制度を取り入れる等行っており、団員確保のために、更に魅力ある改善をする必要があります。
- ・各分団の車両や車庫などの施設整備については、老朽化による故障や倒壊がないよう、計画的に更新します。

【消防団施設整備】

令和4年度	2分団4号車庫
令和5年度	3分団1号車両
令和6年度	5分団1号車両
令和7年度	4分団2号車庫
令和8年度	1分団2号車両

③ 駒ヶ根市赤十字奉仕団との連携

- ・赤十字奉仕団は、日頃から訓練を行い、自らのスキルを高めていきます。
- ・災害発生時は市、自主防災会、消防団等と連携し、積極的に地域支援を行います。
- ・日頃から、自ら訓練を行うと共に、市の地震総合防災訓練に参加するなど関係機関と連携し、不測の事態に備えます。

④ 関係機関との連携

- ・警察・消防・自衛隊等の関係機関は、駒ヶ根市防災会議の委員であり、今後も会議を通じ情報連携を強化し、要救助者や資機材、宿营地等の情報共有を図っていきます。
- ・毎年行う駒ヶ根市地震総合防災訓練を通し、より緊密な連携訓練を実施し、課題を解決し実効性を高めていくことが重要です。

【事業所の皆様へ】

大規模災害発生直後は、警察、消防などの公的機関の救助が見込めません。そのため、自らの組織の中で、命を守る初期活動や応急対策をしていただく必要があります。

単独の事業所、工業会、商店街などで自発的な防災(消防)組織を結成いただき、緊急時の防災活動が行える準備をしてください。

3【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
防災アドバイザーと自主防災会の研修会	年2回	年2回	
防災訓練(地震・土砂災)	年1回以上	年1回以上	継続
消防団サポート事業制度 登録事業者	22事業所 (R3)	30事業所 (R8)	随時 登録

起きてはならない最悪の事態

2-3

医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺及び
救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

1 【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 災害時医療体制

・大規模災害発生直後は、救護活動の拠点を設置する必要があります。また、速やかに救護班を編成し、医療救護所に医師等が出動して救護に当たる必要があります。

② 広域的な医療体制

・上伊那地域は全体でひとつの医療圏域となっており、伊那中央病院が災害拠点病院に指定されています。また、傷病者の傷病程度の判定・選別（トリアージ）により最善の救命効果を得ながら、上伊那の医療資源を最大限に活用するために広域的な医療提供体制を整備しています。市内医療機関では、昭和伊南総合病院（黄色タグ対応病院）、前澤病院（緑タグ対応病院）、県立こころの医療センター（精神）等がその役割を担い、上伊那の災害対応病院が互いに連携して活動を行うこととなっています。

・大規模災害時に関係する機関等の具体的な行動計画として、平成25年11月に上伊那地域災害時医療救護活動マニュアルを定め、上伊那地域災害医療本部、市町村、長野県災害対策本部並びに医療関係機関等とが連携を図ることとなっています。このマニュアルが十分に実効性を発揮するように、関係機関間で周知と訓練、計画の見直しを続けることが必要です。

③ 医療用資器材の準備

・災害用医薬品保管場所に薬品等を備蓄しておく必要があります。

・救護に必要な資材及び薬品で、備蓄だけで不足するものは、医療機関又は市薬業組合から調達する必要があります。薬品の調達については上伊那薬剤師会と協定を結び準備を進めており、他の機関等とも同様の調達準備を進める必要があります。

④ 市民等への意識啓発

・大規模災害時は負傷者が多数発生することで医療提供が混乱することが予測されます。市民には、平常時から災害に対する日ごろからの備えと共に、発災時に避難者支援拠点施設に開設される救護所の機能をはじめ、災害対応病院やその他の医療機関の役割等について理解し、適切な受診行動をとることが重要です。

・また、災害により医療提供体制が一時的に滞る可能性が高いことから、市民に対し、避難の際に必要な医薬品等を持ち出すことができるように啓発が必要です。特に、医療機器使用者や特別な医薬品を使用している難病患者等が、必要な治療や処置を受けられないことは、命に係わる問題となるため、患者本人やその家族に対して、災害に

備えた準備をしていただくための啓発が必要です。

⑤ エネルギーの確保

・長野県内で消費される石油製品の大半は、京浜地区から貨物輸送により供給されており、災害で鉄道が不通となると県内での供給力が低下する可能性があります。優先度が高い病院等への石油類燃料の安定供給を確保し、災害対応能力の強化を図ることが重要です。

2【施策 重点】

① 災害時医療体制

・災害発生時に救護活動拠点を駒ヶ根市保健センターに設置するよう準備します。
 ・上伊那医師会と「災害時の医療救護についての協定書」を締結しており、関係医療機関等との協力体制を構築します。
 ・駒ヶ根市地域防災計画等で定めた活動を、実際に行動することができるように、またより実効性のある計画となるように、常に計画等を確認、点検、改善していきます。
 ・医療救護所の設置・運営、医療機関等との連携を想定した実動訓練を行います。

② 広域的な医療体制

・災害時に広域的な医療を提供できるように、上伊那地域災害医療本部を中心として広域的な医療救護体制の総合的な調整を進めます。
 ・市内の各医療救護所と災害対応病院間、さらには市町村を越えて災害拠点病院との情報伝達、傷病者の搬送、要員確保、医薬品確保、災害派遣医療チーム（DMAT）等の連携協力体制が極めて重要であり、この確立を行います。

③ 医療用資器材の準備

・医薬品、衛生材料を医療救護所や災害対応病院に迅速に供給するために、予め医薬品等の確認を随時行います。

※「長野県災害用医薬品等備蓄事業実施要領」より

医薬品備蓄箇所…上伊那地域へ2箇所設置

衛生材料備蓄箇所…上伊那地域へ1箇所設置

・医療救護所に必要な医薬品、医療用資器材の備蓄を進めます。

④ 市民等への意識啓発

・市民の円滑な医療体制を確保するため、平時からの準備とともに、適切な受診行動がとれるように、発災時の医療救護所や診療所と災害対応病院の役割について、啓発を行います。

また、慢性疾患による内服治療者や、医療機器使用者、難病患者等に対して、本人やその家族に、災害への備えをいただくよう、医療機関や薬局等と連携した啓発を行

います。

⑤ エネルギーの確保

・大規模災害時においても、医療機関のガス、石油類燃料が確保できるようにすることや、供給機器の緊急点検が行える体制整備など、エネルギーの安定供給ができるように、日頃から協定先との連携を強化します。

協定名	協定締結先
災害時における燃料等の供給に関する協定	・長野県石油商業組合 駒ヶ根地区
災害時におけるLPガス等の供給に関する基本協定	・(社)長野県LP協会 上伊那地区南部ブロック会 ・(社)長野県LPガス協会 ・長野LP協会上伊那支部

・県は、災害時における石油類燃料の供給体制の整備を図るため、長野県石油商業組合と連携して県内の中核給油所（41箇所）※1及び小口燃料配送拠点（21箇所）※2への石油類燃料備蓄を推進しています。

市は県と連携し、緊急にエネルギーが必要な優先施設に安定供給できるよう努めます。

※1 中核給油所：災害時に地域における石油製品の供給拠点となり、警察・消防等の緊急通行車両等に優先給油を実施する役割を担うサービスステーション

※2 小口燃料配送拠点：災害時に県庁、警察・消防署、災害拠点病院等の要請に応じ、これらの施設に燃料を配送する拠点

3【数値目標】

指標	現状	目標	備考
医療救護所開設・運営訓練を行った医療救護所数	未実施	開設訓練：5 救護所 運営訓練：1 救護所	

運営訓練は医師会等も一緒に行うため

起きてはならない最悪の事態

2-4

被災地における感染症等の大規模発生

1【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 災害時における感染予防対策

- ・大規模自然災害が発生し、ライフラインの途絶や医薬品等の供給が停止した場合、地域の衛生状態の悪化に伴う感染症等が大発生する可能性があります。
- ・災害発生時の対応について、避難所をはじめ、事業所や学校等における災害時の感染症等の大規模発生を防止するため、マニュアルの作成などによる体制を整備する必要があります。

② 環境衛生の適正化

- ・大規模災害時は、下水道施設の損壊や廃棄物の放置により不衛生な状態に陥ることがあり、被災時は早期に衛生環境を適正化することが必要です。

2【施策 重点】

① 災害時における感染予防対策

- ・災害発生時の対応について、避難所をはじめ、事業所や学校等における災害時の感染症等のまん延を防止するため、「避難所運営マニュアル」により災害時の感染症の予防を図ります。
- ・マスクや手指消毒剤などの衛生用備蓄の充実を図るとともに、平時から手洗い、うがいの等の感染症予防対策の啓発を推進します。
- ・上伊那薬剤師会と災害時の医療救護についての協定を締結しており、災害時の医療資源の確保に努めます。

② 環境衛生の適正化

- ・大規模地震の際は、下水道BCPに基づき下水道機能の継続及び早期回復に努めます。
- ・県と連携し、駒ヶ根市災害廃棄物処理計画をもとに、廃棄物が適正処理されるよう努めます。

3【数値目標】

指 標	現状	目標	備考
マスクの備蓄数	14,300枚 (R3)	14,300枚 (R8)	現状維持
手指消毒液の備蓄数	143本 (R3)	200本 (R8)	

第3節 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

起きてはならない最悪の事態

3-1

市役所の被災による大幅な機能低下

1 【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 庁舎の機能維持

- ・災害対策本部となる市役所本庁舎の耐震化及び非常用発電機の設置は既に実施されていますが、燃料の供給が途絶えたときでも情報伝達が行えることについて検討する必要があります。
- ・太陽光発電システムが設置されている本庁舎等については、災害時に電力が供給できる状況にあるかを、日頃から点検する必要があります。
- ・配備されている災害時優先電話により、非常時にも通信が行えるよう、実践的な訓練を行う必要があります。

施設名	建築年	耐震化
市役所庁舎の耐震化 本庁舎	昭和 45 年建築	平成 21 年耐震改修
南庁舎	昭和 62 年建築	新基準による建物
中沢支所	昭和 62 年建築	新基準による建物
東伊那支所	昭和 59 年建築	新基準による建物

② 業務継続計画 (BCP = Business Continuity Plan)

- ・大規模自然災害時においては、市役所本庁舎をはじめ行政機関も被災するため、人員の参集不足などに伴う災害応急対策の遅れが発生する可能性があります。
- そのため、業務継続計画(BCP)による、災害対応業務の実施マニュアルの作成を進め、これに基づく訓練を実施するなど、実施体制を確立するとともに、計画やマニュアルの必要な見直しを行い、災害想定、庁舎機能不能時の対応、資源確保等について検討する必要があります。

③ 庁舎のインターネット通信回線の強化

- ・市役所におけるメインのインターネット回線は、長野県セキュリティークラウドから(株)エコーシティー・駒ヶ岳を經由し市役所へ接続しています。
- 現在、(株)エコーシティー駒ヶ岳から市役所までの通信回線を2ルート化して対応していますが、それでも災害時、長野県セキュリティークラウドから市役所までのどこかの施設で障害が起きると、イントラネット回線(市のメール、ホームページ等)が使用不能となることが想定されます。また、長野県セキュリティークラウドは、長野県全市町村の行政の通信が集中しているため、回線速度が遅くなる可能性があります。

尚、メイン回線が切断されても通常のインターネットへは、NTT回線を活用し接続できますが、災害時は、市のホームページ等へのアクセス件数が激増し通信速度が遅くなる又は通信ができなくなることが予想されます。

④ 市職員の安否確認と活動体制の整備

- ・大規模災害時は職員も被災することが想定されますが、復旧活動を迅速に行うためには、職員は自らが命を守り、いち早く災害対策業務に従事することが求められます。それには、職員の安否確認をできるだけ早く行い、人員の確保をすることが必要です。
- ・いつ何時災害が発生しても、職員が庁舎等で災害対策に従事できるよう、職員用の非常食等及び災害対策用の資機材を準備する必要があります。

⑤ 災害時応援協定

- ・大規模災害時、市単独では十分な応急・復旧対策ができないときに備えて、静岡県磐田市、福島県二本松市、石川県かほく市並びに三遠南信地域の全39市町村との相互応援協定を結んでおり、災害時にいち早く連携ができるよう日頃から緊密に連携する必要があります。
- ・応援協定は、都市間だけでなく、関係機関、民間企業、民間団体等とも積極的に協定を締結し、情報通信確保や被災状況調査及び応急対策の支援など、あらゆる支援又は応援ができる体制を整える必要があります。

⑥ ボランティアセンターの開設

- ・避難者等への支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアの育成を行うとともに、市社会福祉協議会やボランティア団体等との連携体制の強化を図るための訓練等を行う必要があります。

2【施策 重点】

① 庁舎等の機能維持

- ・現在設置してある非常用発電機を災害発生時に確実に作動するよう保守点検を行います。また、燃料が途絶したときに通信が行えない場合でも、紙媒体等の別手段での運用できるよう検討します。

② 業務継続計画（BCP = Business Continuity Plan）

- ・業務継続計画による災害対応業務の実施マニュアルの作成を進め、これに基づく訓練を実施するなど、実施体制を確立するとともに、計画やマニュアルの必要な見直しを行い、災害想定、庁舎機能不能時の対応、資源確保等について検討します。

③ 庁舎のインターネット通信回線の強化

- ・インターネットのメイン回線について、回線上流の施設で障害が発生した場合に、最低限のセキュリティを担保し、インターネットへ接続するメイン回線のバッ

クアック回線整備などの緊急時対策を強化する仕組みを検討します。

メインの回線が完全に切断された場合の対策として、NTT回線やキャリア通信を利用した情報発信ができるよう検討します。

- ・発災時に迅速に対応できるように、(株)エコーシティー・駒ヶ岳と発災時の早期復旧の方策について定期的（年1回程度）に協議します。
- ・県が行った「県政モニターアンケート調査結果」から、災害時の情報入手先として、85.9%の方が「テレビ」と回答していることから、(株)エコーシティー・駒ヶ岳などの放送会社との連携を図り、市民が災害情報に接しやすい環境の構築を目指します。

④ 職員の安否確認と活動体制の整備

- ・安否確認が迅速にできるよう、職員安否確認システムを導入し、大規模災害発生直後に職員一人ひとりの状況を確認します。
- ・職員が災害対策活動に従事できるよう、アルファ米や保存水を確保すると共に、毛布等災害対策のために必要な資機材を順次揃えていきます。

⑤ 災害時応援協定

- ・大規模災害時に、災害時応援協定等を迅速かつ円滑に運用するために、協定先と連携し、連絡窓口の確認をするなどの事前打ち合わせを行うための、連絡会議を開催します。

⑥ ボランティアセンターの開設

- ・ボランティアセンターがいち早く開設できるよう、市社会福祉協議会と日頃から連携し、設置場所、開設者、運営責任者など事前に対策を講じます。また、それに伴い必要な資機材についても準備します。

起きてはならない最悪の事態

3-2

停電等による情報通信の麻痺・長期停止及びテレビ・ラジオ放送の
中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

1【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 災害情報の伝達手段の多様化

- ・市民への災害情報の伝達は、迅速かつ正確であることが求められており、これまで同報系防災行政無線、(株)エコーシティ・駒ヶ岳音声告知放送、(株)エコーシティ・駒ヶ岳行政チャンネル(11チャンネル)、市のメール配信サービス、ホームページ、フェイスブック、ライン、L-A L E R Tを使用したテレビ・ラジオ等からの広報、携帯電話の緊急速報メール等の整備を進めてきました。今後も時代に即した手段を的確に運用すると共に、停電等の場合でも、何らかの手段により市民に情報伝達ができるような体制を構築する必要があります。
- ・災害対策本部及び自主防災会との連絡手段は、停電時又は電話が輻輳状態時は移動系無線機が有効であるため、デジタル移動無線機等の導入が必要です。
- ・大規模災害時の輻輳状態のときでも優先発信ができる災害時優先電話や避難施設等に設置する災害時用公衆電話が利用できるようにする必要があります。

② 避難者支援拠点における非常用電源確保

- ・電力の供給停止に備え、各地区の拠点施設となる市内5つの小学校(避難者支援拠点)に、非常用電源及び燃料を確保する必要があります。

2【施策 重点】

① 災害情報の伝達手段の多様化

- ・情報伝達手段は、時代と共により良い伝達手段が開発されていくので、今後も時代に即したツールを取り入れ、停電等の場合でも、必ず市民に情報伝達ができるような体制構築に努めます。
- ・現在アナログで運用している移動無線機については、早期にデジタル移動無線機等の別手段を導入していきます。
- ・テレビ・ラジオからの情報が途絶したときは、市の広報を利用し災害情報の発信に努めます。
- ・県が構築した「長野県防災情報システム」を利用し、システム経由でいち早く情報を市民に伝えられるよう、日頃から操作方法を確認します。
- ・NTT東日本が指定する災害時優先電話について確保します。
- ・災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のために、NTT東日本が設置する災害時用公衆電話(無料利用の特設公衆電話)の事前配備を進めます。

② 避難者支援拠点における非常用電源確保

・避難者支援拠点は、大規模災害時の地域住民の避難の拠り所となる為、早期の開設と確実な運営ができるよう電力確保のための非常用電源の設置を進めます。

さらに、準避難者支援拠点施設である市内2つの中学校も電力確保のための非常用電源の設置を進めます。

③ 関係機関の取り組み

【東日本電信電話株式会社「NTT東日本」の取り組み】(出典：長野県強靱化計画)

・大規模自然災害が発生し、NTT回線が途絶しても、災害対策機器を用いた早期通信回復を実施します。

また、ポータブル衛星装置等の災害対策機器を配備するなど、被災地における通信の確保に取り組みます。

・災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料でご利用いただける災害時用公衆電話(特設公衆電話)を設置しています。

被災者の方は、災害時用公衆電話(特設公衆電話)を利用し、災害用伝言ダイヤル(171)の利用や知人への連絡を無料で行うことができます。

・災害用伝言ダイヤル(171)は、地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話につながりにくい状況(輻輳)になった場合、速やかにサービスを提供します。

・地震の発生により、道路崩壊や建物倒壊などで被災地への陸路が遮断され、災害対策機器の運搬が出来ない状況を想定し、自衛隊と共同訓練を引き続き実施するとともに、各種災害対策機器を用いて孤立エリアの通信確保訓練を、地方自治体と協力して実施します。

【株式会社NTTドコモの取り組み】(出典：長野県強靱化計画)

・通信設備の二重化、重要施設の分散化を進めています。長時間停電の場合においては、施設に設置しているバッテリーや移動電源車により対応し、通信の確保を図ります。

・災害時には、安否確認などのため携帯電話が重要な役割を果たします。避難所への支援として、「無料充電サービス」の提供や「docomo Wi-Fi」の設置などを行っています。

【KDDI株式会社の取り組み】(出典：長野県強靱化計画)

・車載型基地局及び可搬型基地局を設営することにより被災地エリアの通信を確保し、避難所等屋内通信を確保するためWi-Fi設備を設置するなど、通信の確保に向けた対策を引き続き推進します。

【ソフトバンク株式会社の取り組み】(出典：長野県強靱化計画)

- ・耐震及び停電対策
- ・災害時応急復旧対策

【NHK テレビ・ラジオ放送の取り組み】（出典：長野県強靱化計画）

- ・災害発生時には、直後から速報や特設ニュースなどを通じて、被害・避難・ライフラインに関する情報をきめ細かくお伝えします。
- ・テレビでは災害情報を特設のニュースで伝えるほか、通常の放送を出している場合でも、画面の上に「L字」と呼んでいる字幕放送を行い、より多くの情報を提供しています。
- ・停電に強く、いざという時に役に立つラジオについては、災害の発生に備え、身近な存在として再認識してもらおうと「ゆる～り信州」という地域独自の番組を放送しています。
- ・自治体が発信する避難に関する情報をホームページやデータ放送で提供しているが、自治体が、いかに早く、正確な情報を入力してもらうかが、課題となっている。

【株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の取り組み】

- ・株式会社エコーシティー・駒ヶ岳は、災害発生時においてもテレビやインターネット等の情報サービスが安定提供出来るよう情報通信インフラの維持管理に努めています。発災時は、みなこいチャンネルの編成を通常放送から災害放送へと切り替え、マスメディアとして行政機関と連携した被災情報や避難者支援情報の提供に努めます。

また、主要な避難所には、TV、Wi-Fi設備等を迅速に設置できるよう、事前の配線設備について、施設管理者と協議します。

(1) 拠点設備

- ・本局および市内2ヶ所に設けた光中継拠点は、災害時の商用電源停止に備えて燃料を備蓄しており、無給油で48～72時間の連続稼働に対応しています。

(2) 伝送路設備

- ・市内に敷設した伝送路設備の主要幹線は、災害時の断線に備え、各サービスが維持できるようループ状に敷設した冗長構成となっています。

(3) 音声告知

- ・大地震発生時はJ-ALERTと連動した緊急地震速報を放送します。

また、各家庭が停電になった際、テレビ視聴が不可能であっても、音声告知端末機に乾電池を挿入すれば音声告知・AM/FM放送の受信が可能です。

(4) インターネット上位回線

- ・インターネットの上位回線は、通常回線と非常用回線を別事業者へ分けて接続しており、通常回線が通信断となった場合は非常用回線へ切り替え、暫定運用が可能です。

【市民の皆様へ】

災害時は普段の情報伝達手段が途絶することも踏まえ、多様な手段で情報を入手できる工夫をしていただくようお願いします。

また、機器による情報伝達がまったく機能しない場合は、人から人へ情報伝達することが必要となるため、自主防災会は連絡体制の検討をお願いします。

また、民生児童委員は、平時から要配慮者に情報伝達ができる体制づくりを行ってください。

【事業所の皆様へ】

事業所の皆様は、災害発生時はできるかぎり多様な手段で情報を入手できる工夫をしていただくとともに、電源の確保のため必要に応じた自家発電設備の設置をお願いします。

3【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
メール配信サービス登録者数	8,000人 (R3)	10,000人 (R8)	
移動系防災行政無線の更新	アナログ	デジタル等 他方式(R8)	

**第4節 必要最低限のライフラインは確保し、
これらの早期復旧を図ること**

起きてはならない最悪の事態

4-1

**電力供給ネットワーク（発電所・送配電設備）や石油・LPガス
サプライチェーンの機能の停止**

1【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 電気・LPガス・石油類燃料の安定供給

- ・過去の災害の教訓から、大規模災害発生直後は、電気・LPガス・石油類燃料の供給の停止が予想されます。
- ・電気については、発電所からの送電停止、電柱の倒壊等により、長期的な停電が予想され、被災の規模によっては、応急・復旧業務が直ちに実施できない可能性があります。
- ・LPガスや石油類については、交通インフラの被災により、応急・復旧に関する専門家の派遣の遅延や道路網寸断による輸送困難に陥る恐れもあります。

② 再生可能エネルギーの活用

- ・太陽光発電施設の導入量については、令和2年度末時点で34.0メガワットとなり、35.0メガワットの目標値（2027年度末）を間もなく上回る勢いで設置が進んでいます。FIT（固定価格買取制度）により野立ての太陽光発電所を中心に普及し、住宅や事業所の屋根への設置も増加しています。
- ・小水力発電については、令和2年度末時点で4ヵ所、発電容量合計392キロワットの施設が稼働しています。
- ・その他の再生可能エネルギー設備（風力・バイオマス発電等）については、適地が無いことや燃料の調達が困難であることから、現時点での事業実施は見込まれません。

2【施策 重点】

① 電気・LPガス・石油類燃料の安定供給

・大規模災害時においても、ガス、石油類燃料が確保できるようにすることや、供給機器の緊急点検など、締結した協定を基に安定供給ができるよう日頃から連携を強化します。

協定名	協定締結先
災害時における燃料等の供給に関する協定	・長野県石油商業組合 駒ヶ根地区
災害時におけるLPガス等の供給に関する基本協定	・(社)長野県LP協会 上伊那地区南部ブロック会 ・(社)長野県LPガス協会 ・長野LP協会上伊那支部

・災害対策本部となる市役所本庁舎の非常用発電機がいつでも稼働できるよう定期保守点検を行い、万全な体制を整えます。

・防災拠点、避難場所等（公共施設）における長期間にわたる電気の供給停止を防ぐために、非常用発電機の設置を検討します。

② 再生可能エネルギーの活用

・太陽光発電設備は、導入コストの低下やFIT（固定価格買取制度、FIP（Feed in Premium（電力市場の卸売価格にプレミアム価格を上乗せして買い取る制度））、国の脱炭素に向けた取り組み（補助制度）などにより今後も大幅に増加する見込みです。

今後蓄電池やEV（電気自動車）等の導入により、電気の自家消費率の向上や災害時における電力の安定供給体制構築を目指します。

・避難所等には、自立運転機能を備えた太陽光発電設備や蓄電設備の設置が有効であるため、順次設置を検討します。

【市民の皆様へ】

供給拠点の被災等により石油類の燃料不足が懸念される状況となった場合、緊急車両や医療施設、社会福祉施設などへの燃料が途絶すると人命にかかわるので、これら車両・施設等に優先的に供給するため、必要以上の買いだめの自粛など、冷静な対応をお願いします。

3【数値目標】

指標	現状	目標	備考
公共施設における非常電源等の設置 (現在は本庁のみ供給可能)	1	南庁舎 小学校体育館	

【参考】 関係機関の施策（出典：長野県強靱化計画）

（電力）

【中部電力株式会社・中部電力パワーグリッド株式会社】

中部電力(株)や中部電力パワーグリッド(株)では、以下の施策を実施しています。

（防災体制の整備）

災害の発生時や発生が予想される場合には、直ちに非常体制を発令し、事業場ごとに非常災害対策本部を設置することとしています。

また、災害に備え、日頃から防災訓練や復旧作業訓練などを繰り返し実施することにより、万が一の災害時に迅速に対応できるよう取り組んでいます。この他、国・地方公共団体や警察・消防などが実施する連絡会議や連携訓練にも積極的に参加することで、関係機関との緊密な連携を図るとともに、他電力会社とも相互協力体制を整えています。

災害発生時には、ヘリコプターによる人員・資機材の輸送手段や、衛星通信ネットワークによる情報連絡手段を確保するとともに、速やかな応急送電のために、発電機車や移動変圧器などの特殊車両を主要な事業場に配備しています。

（設備面の取り組み）

これまでも国による三連動地震の想定震度分布の公表などから得られた新たな知見を適切に反映し、被災後の早期供給力確保や公衆保安確保の観点から、設備対策などを進めてきました。

これからも、国・自治体による南海トラフ地震や防災対策の見直しなどを踏まえ、各対策の検証を進め、引き続き必要な対策・対応を進めることとしています。

●発電設備

中部電力(株)は安定して電気を供給できるよう原子力、水力・太陽光・風力のような再生可能エネルギーなど合計 203 ヶ所、916.7 万 kW の発電設備を備え、日頃からこれら発電設備の保守・点検や補修を確実に実施し、安定供給に努めています。

●送電設備

発電所で発電された電気を、配電用変電所まで運ぶ送電設備は、電気を運ぶための電線とそれを支える鉄塔などの支持物で構成されています。

電力の安定供給のため、雷や雪などの自然の脅威に耐えうるよう、適切な設計や設備形成をするとともに、故障を未然に防ぐ技術も導入しています。

なお、年々増加していく高経年設備について、的確・確実に更新し、公衆保安の確保・安定供給に取り組んでいます。

●変電設備

送電線で運んできた電気をそれぞれの使用目的に応じた電圧に変えることを「変電」といいます。

電気は、電気抵抗によるロスを低減するために高い電圧で運びます。そして、変電所で徐々に電圧を下げて、工場や家庭などに届けられます。

変電所は、電圧を変える変圧器をはじめとした多種多様な機器により構成されており、その電圧も 50 万 V から 6,600 V まで様々です。それぞれの機器に応じた巡視・点検

を行い、日々、公衆保安の確保・安定供給に向け取り組んでいます。

●配電設備

電柱や電線などで構成される配電設備は、我々の生活空間に数多く存在します。このため、定期的に設備の巡視を行い、危険がおよぶことがないように万全を期しています。また、設備故障による停電を未然に防止するため、機器の点検も行われています。

この他営業所では、停電からの早期復旧に備え、24時間出向できる体制を整えています。万が一停電が発生した場合は、昼夜を問わず現場に向かい、復旧作業にあたります。

また営業所内では、停電範囲を極小化するため、配電自動化システムを活用し、電気の流れを切り替えています。

中部電力パワーグリッド(株)では、このような事態に備え、訓練を通じ、早期復旧に必要な技術力の維持・向上に取り組んでいます。

●系統運用

発電所と家庭を結ぶ送電ルート of 安定を保つため、送電線に流れる電気の量や電圧を監視・制御しているのが給電制御所です。

時々刻々と変化する電気の使用量(需要)と発電量(供給)のバランスを保つとともに、突発的なトラブル発生時にも、安全・確実・迅速な復旧操作を行うことができるよう、24時間・365日、電力ネットワーク全体を監視・コントロールしています。

(LPガス)

【(一社)長野県LPガス協会】

LPガス販売事業者等に対して経済産業省の補助事業による指定を促し、県内LPガス充填所の出荷・配送体制の強化を実施しました。結果として県内では9ヶ所の指定を受け、中核充填所としてのLPガス販売事業者等は、自家発電装置、LPガス自動車、LPガス自動車への充填設備、衛星通信設備等が導入されており、災害に強い安定したLPガスの供給を目指します。

中核充填所の役割は以下のとおりです。

- (1) 地域の市町村と長野県LPガス協会及び支部とで締結された防災協定への参加
- (2) 災害時において中核充填所の共同利用又は地域内充填所からの依頼に基づき充填受入、代替配送、保安点検調査の支援(この場合の、LPガス供給量の配分、保安体制及び費用は各地区での災害時石油ガス供給連携計画策定時に取り決める)
- (3) 災害時における国・地方公共団体・長野県LPガス協会への速やかな情報提供
- (4) 災害時における流出容器回収の際の保管場所の提供(県の指定場所でも可)
- (5) 石油備蓄法による地域内の事業者が連携・策定する「災害時石油ガス供給連携計画」への参画
- (6) 国の指導により、災害時石油ガス供給連携計画の発動、国からの重要施設への配送指示については、優先的に対応すること

また、(一社)長野県LPガス協会内に、長野県中核充填所委員会を設置し、中核充填所による防災訓練等を引き続き実施します。

(石油類燃料)**【長野県石油商業組合】**

県内で消費される石油製品の大半は京浜地区から貨物輸送により供給されており、平成26年2月14日からの大雪では、JR中央東線や中央自動車道が途絶し、北信地方の油槽所在庫が約35%まで落ち込みました。その結果、県下のサービスステーション（SS）では燃料不足が懸念され、給油制限をするなどの影響が生じました。長野県石油商業組合は、JR貨物による石油挽回輸送の措置を受けつつ、一般消費者に対して、必要以上の買いだめの自粛、冷静な対応を求め、県内の石油消費をコントロールし、大きな混乱を招かずに回復に至りました。

東日本大震災の教訓を踏まえると、大規模自然災害時においては、石油製品の継続的な供給が困難な状況となるうえ、多くの消費者が「いざという時」のための給油の必要性を認識し、多数の消費者がSSに殺到することが予想されます。

こうした事態を避けるため、国により自家発電設備等を備えた災害対応型中核給油所（中核SS）が全国で1,700箇所整備されましたが、緊急車両等への優先給油をより確実なものとするため、中核SS等に対して一定の在庫を備蓄するための管理費等について、県は長野県石油商業組合を通じて支援を行います。

起きてはならない最悪の事態

4-2

上水道等の長期間にわたる供給停止

1【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 上水道施設

・上水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠です。

・水道施設（浄水場、ポンプ場及び配水池などの水道に係る構造物）は、施設の建設年度や経過年数による耐震性等を勘案すると、複数の施設において被害が発生すると予想されます。（耐用年数 60 年を迎えようとする施設が多く、補強・更新の必要な施設が複数あります）

② 水道管路

・水道管路について、基幹管路では耐震管を含めた耐震適合率は 74.0%と全国・長野県（全国 40.9、県 36.1%）の数値より高くなっていますが、旧簡易水道の導水管が耐震化されていないため被害のおそれがあり、配水池へ原水が送られないことが想定されます。

また、配水管ではダクティル鋳鉄管のK型、A型継手、硬質塩化ビニル管等で継手の離脱や破断が発生し、市内各所で配水能力が低下することが想定されます。

管路における耐震化率（令和 2 年度末）

	管路延長 (km)	耐震適合性のある管路 (%)	
			うち耐震管路
基幹管路	38.9	74.0	28.3
全体管路	332.7	91.8	23.2

③ 平時からの備え

・大規模災害時における上水道機能の継続・早期回復を発災時から対応を始めるのは困難であることから、平時から応急対応の体制を構築しておく必要があります。

2【施策 重点】

① 上水道施設

・水道施設の地震対策は平成 31 年 4 月に策定した「駒ヶ根市水道ビジョン 2019（第 2 次）」により、施設及び管路が有すべき機能を確保するため、計画的に耐震化を推進しています。

・水道ビジョンでは、耐用年数を経過したポンプ設備、機械・電気計装設備の更新を重点的に行うこととしており、平成 27 年度に策定した更新計画に基づき、継続して設備更新を進めています。

・法定耐用年数 60 年を迎える配水池等の耐震補強・更新は、適正な規模で計画的な更新事業を実施します。

② 管路耐震化・老朽管更新

・災害時に重要な拠点となる施設（避難所・病院等）へ配水する基幹管路については毎年計画的に耐震化工事を実施しており、基幹管路の耐震化率は 28.3%となっています。

管路全体では、耐震化率 23.2%、耐震適合率 91.8%と管路整備は進んでいますが、配水管に使われている塩化ビニル管には、埋設時期の古いTS（糊付け）継手が残っており、継手部分の破損が多いため、重点的に老朽管更新を行います。

③ 平時からの備え

・平時からの備えを万全にすることで、大規模自然災害時の対応を行えるようにします。

(1) 応急給水施設（災害拠点給水施設、各配水池）

- ・災害拠点給水施設は、地震時に配水池から配水管への水の供給を停止することにより応急給水用の水を確保する施設であり、災害時に給水タンク車により避難場所に運搬給水する基地局となります。この施設の維持管理を継続して行います。（当市の災害拠点給水施設は切石浄水場の浄水池で、容量は 700 m³）
- ・市内の主な配水池には緊急遮断弁が設置されており、地震時においても水を確保できる構造となっています。

(2) 停電対策

- ・発災時に伴う停電によって水道施設が停止しないよう、切石浄水場やポンプ施設などの重要施設において自家発電設備を設置しており、自家発電設備用燃料がタンクの 8 割以上を常時確保できるよう努めています。

(3) 台帳整備とバックアップ

- ・発災後の調査や応急復旧等にあたっては施設の図面等が必要となるため、各施設の台帳等を整備するとともに被災しても台帳等を使用できるように定期的にバックアップを行い、最新の情報を管理します。
- ・当市においては地図情報システム等が整備されていないため、システムの導入も検討していきます。

(4) 水道施設の応急復旧・応急給水用資機材の確保（備蓄と調達）

- ・水道施設の応急復旧・応急給水に必要な資機材は、切石浄水場、馬場配水池、原配水池の倉庫に備蓄されています。また、加圧式給水車の配備について検討します。
- ・災害時の調達に関しては、資材商社と連携しています。

(5) 関係各機関との連絡協力・相互応援体制・協定の締結

- ・発災後の調査や応急復旧等を効率的に実施するため、関係機関との協力体制を確立します。
- ・水道施設に関する被災時の相互応援体制については、「長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱」に基づいて相互応援を行います。このほか日本水道協会中部支部、日本水道協会で災害時支援に関するルールが定められており、これに基づく相互応援を行います。
- ・駒ヶ根市内においては、水道指定店組合と締結している「災害時等における

応急措置に関する協定」により、市は応急措置の協力を要請することとしています。

- ・窓口業務受託社とも災害時に関する協定を締結しており、災害時の広報活動等の応援体制が整っています。

(6) 受援準備

- ・災害発生時に集結する支援部隊がスムーズに活動できるよう、事前に受援の準備を行います。活動拠点、飲料水や食料の確保、宿泊施設のリスト等、災害対策本部と調整します。また、支援部隊向けに、支援活動内容等を整理した支援活動マニュアルを作成します。

(7) 市民への情報提供・協力要請

- ・市民に対して、飲料水の備蓄、断水時の応急給水などの被災時における必要な情報を事前に広報し、トラブルを軽減し市民の協力体制を構築します。

(8) 教育・訓練

- ・災害発生後の対応手順の確実な実行のため、教育・訓練計画を立案し定期的実施します。

(9) 備蓄体制の充実と自然資源の活用

- ・市は、保存水の備蓄を毎年計画的に行います。
- ・井戸を所有する者(個人及び事業所)を把握し、有事の際の水提供に関する協定締結を検討します。
- ・学校、保育園等の施設に、雨水タンクを設置し、地震等で水道が止まった時に、貯めた雨水を使用することを検討します。

3【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
水道管路全体の耐震化率 (耐震管・耐震適合管延長/管路総延長) × 100	91.8%	93.0%	305.3/332.7
経年化浄水施設率 (法定耐用年数を超えた浄水施設能力/全浄水施設能力) × 100	22.2%	北原は予備水源のため 現状とする	北原・南入 2,408/11,840
経年化配水池率 (法定耐用年数を超えた配水池容量/全配水池容量) × 100	15.4%	長期計画策定	旧馬場、南入 1,617/10,507
経年化設備率 (経年化年数を超えている設備数/設備の総数) × 100	9.09%	設備更新計画により計 画的に進める	15/165
経年化管路率 (法定耐用年数を超えた管路延長/管路総延長) × 100	5.8% (法定 40 年)	塩化ビニル管 (TS 継手) の老朽管更新を行う	19.4/332.7

起きてはならない最悪の事態

4-3

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

1【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 下水道施設

・下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時には同等の代替え機能を有する手段はないため、その機能を維持または早期回復することが必要不可欠です。そこで、平成26年度に公共下水道版BCP、平成27年度に農業集落排水版BCPを策定しました。令和元年度には、国により大雨や停電による被害を踏まえた「下水道BCP策定マニュアル2017年版」の改定が行われ、(公財)日本下水道新技術機構と共同で公共下水道版BCP、農業集落排水版BCPの改定を行いました。

② 管路施設、処理場の地震対策

・管路施設、処理場はともに地震対策事業は未実施のため、地震対策事業化に向けた検討を進める必要があります。

③ 平時からの備え

・施設が被災した場合、機能が復旧するまでにはかなりの時間を要することも予想されるので、平時から応急・応援体制確立の体制を構築しておく必要があります。

また、BCPを実効性あるものとするためには、随時見直しが必要ですが、ライフライン確保の観点からは、上水道施設と下水道施設の両施設が早期復旧に向け連携した計画とする必要性があります。

2【施策 重点】

① 下水道施設

・公共下水道、農業集落排水ともにBCPは策定済ですが、より実効性のあるものにするため、随時見直しを行います。両BCPとも、実効性の向上と水害への対応を図り、令和2年度の改定を行いました。

② 管路施設、処理場の地震対策

・公共下水道は平成7年、農業集落排水は昭和63年から平成19年にかけて供用開始となり、比較的新しい施設のため地震対策は未実施ですが、管路施設については重要幹線・緊急輸送路・避難拠点設を中心に地震対策を検討します。

また、処理場も同様に耐震診断を行い、地震対策事業実施に向けて検討します。

③ 平時からの備え

・平時からの備えを万全にすることで、大規模自然災害時の対応を行えるようにします。

(1) 停電対策

- ・駒ヶ根浄化センターは自家発電設備を設置しており、今後も発電機は定期的に試運転し、災害時に作動するよう点検を継続します。

(2) 下水道台帳整備とバックアップ

- ・被災後の調査や応急復旧等には施設の図面が必要となりますが、管路施設については、地図情報システムにより整備されており、データも定期的にバックアップを行い、最新の情報管理をしていきます。

(3) 関係各機関との連絡協力・相互応援体制・協定の締結

- ・発災後の調査や応急復旧等を効率的に実施するため、関係機関との協力体制を確立します。
- ・駒ヶ根市建設業組合と締結している「災害時等における緊急措置に関する協定」や、相互応援体制についての「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」に基づき、市は応急措置の協力を要請することとしています。

(4) 受援準備

- ・災害発生時に集結する支援部隊がスムーズに活動できるよう、事前に受援の準備を行います。活動拠点、飲料水や食料の確保、宿泊施設のリスト等、災害対策本部と調整します。また、支援部隊向けに、支援活動内容等を整理した支援活動マニュアルを作成します。

(5) 教育・訓練

- ・災害発生時に円滑に支援・受援体制が確立できるよう訓練を定期的実施します。

(6) 代替設備の整備

- ・避難所トイレの確保のため、公共施設整備においてはマンホールトイレの整備を検討します。

また、テント付き簡易トイレの備蓄についても推進します。

【市民及び事業所の皆様へ】

- ・下水道使用の停止に備え、雨水利用、井戸の設置など代替性の確保について検討をお願いします。
- ・簡易トイレの備蓄について検討をお願いします。

3 【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
下水道BCP策定率	100%	100%	随時見直し
テント付き簡易トイレの備蓄数	205 ヶ (R3)	210 ヶ (R8)	

起きてはならない最悪の事態

4-4

地域交通ネットワークが分断する事態

1【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 道路整備

・急峻な地形を有し脆弱な地質が分布する駒ヶ根市では、大雨や地震による土砂崩落や大雪で道路が寸断される事象が発生する可能性があります。

一方で、平地部から山間部まで、住居や観光地が分散し、それらを結ぶ道路は市内約650kmに及びます。緊急輸送路の信頼性の向上など、防災・減災の観点から重点的・効率的に道路整備を図る必要があります。

② 農道、林道整備

・地域交通ネットワークが分断された際、緊急輸送路などの補完、迂回機能が見込まれる基幹的な農道整備や林道の整備を進める必要があります。

2【施策 重点】

① 道路整備(ネットワーク整備と橋梁耐震化)

・地域の暮らしを支えるための災害に強い道路網の整備を進めます。また、国、県と連携して一般国道153号伊駒アルプスロードの整備を促進します。

・道路の法面对策、橋梁の耐震補強、道路改築により、災害時の緊急輸送路を確保します。

・道路整備プログラムに基づき緊急輸送路の道路改築や緊急輸送路の代替機能を持つ道路の整備を推進します。

【整備が必要な幹線道路】

(都)中割経塚線、(都)上穂北割線

(市)光前寺南線、(市)新春日街道線、(市)本曾倉線、(市)赤須町線

・市街地は県と連携し電線類の地中化により、地震による電柱倒壊を防止します。

【整備が必要な箇所】

広小路地区

・降雪期の除雪は、県と雪害時の除雪相互乗り入れ協定を結び、緊急輸送路等交通ネットワークの分断が起きないように努めます。

② 農道、林道整備

・集落間や主要箇所をつなぐ基幹林道として、宮沢線、陣馬形線、新山線、早草線、上坂平線、古城線がありますが、土砂崩落等による分断を未然に防止するため、危険な箇所においては早期に対策を講じます。

【推進が必要な林道】 林道古城線

3【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
伊駒アルプスロードの整備促進	工事未着手 (R3)	工事着手 (R8)	駒ヶ根 市内
道路整備プログラムに基づく幹線道路整備 (短期着手予定路線の着手)	2路線 (R3)	8路線 (R12)	再掲

第5節 流通・経済活動が停滞しないこと

起きてはならない最悪の事態

5-1

高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止や

サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の停滞

1【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 道路の代替性の確保

・高速道路や国道等主要な基幹的交通が分断された場合、代替機能不足が想定され、広域的な交通に支障が出る恐れがあります。復旧・復興が遅れるだけでなく、企業の流通活動に著しく支障を来すため、幹線道路ネットワークの適切な代替性の確保や災害時における関係機関相互の連携を図る必要があります。

② 道路の維持管理

・道路パトロール、各区の現地調査等により現状を的確に把握し、優先度付けを行ったうえで、道路の維持管理をより効率的に実施し、安全安心な道路環境を確保する必要があります。

③ 除雪

・降雪期において、市管理道路の除雪及び凍結防止剤散布を効率的に実施し、冬期間の安全で円滑な道路交通を確保する必要があります。

④ 鉄道の災害耐性の強化

・JR飯田線での自然災害による事故については、市民の移動手段が絶たれるほか、市民以外の利用客が帰宅困難になる可能性もあります。

⑤ サプライチェーン寸断等に伴う企業の生産力低下

・災害による工場の操業停止や物流の停止によるサプライチェーンの寸断は、経済活動に大きな影響を及ぼし、復旧・復興を遅らせます。

・事前対策として、企業ごとのBCP策定が必要ですが、小規模事業者においてはBCP策定が進んでいない現状があります。

そのためにBCP策定への意識の向上及び策定支援が必要であり、さらには、地域連携BCP、地域間連携BCPの検討も進める必要があります。

2【施策 重点】

① 道路の代替性の確保

・道路整備プログラムに基づき、高規格幹線道路や国道とのアクセス機能を向上させる道路の整備に取り組みます。また、国、県と連携して一般国道 153 号伊駒アルプスロードの整備を促進します。

【整備推進幹線道路】(都)中割経塚線、(都)上穂北割線
(市)光前寺南線、(市)本曾倉線、(市)新春日街道線、(市)赤須町線

② 道路の維持管理

・平成 24 年 12 月の中央自動車道「笹子トンネル」の天井板落下事故以降、国交省は点検基準の法定化のための道路法改正を平成 25 年 6 月に行い、5 年に 1 度近接目視による定期点検実施についての省令の交付、施行を順次、実施してきています。

上記を踏まえ、市で管理している橋梁の近接目視による点検を令和 5 年度までに実施するよう進めていきます。

③ 除雪

・国、県、警察及びその他関係機関と情報共有及び連携を図りながら、降雪期において市管理道路の除雪及び凍結防止剤散布を効率的に実施し、冬期間の安全で円滑な道路交通の確保を実施します。

・平成 26 年 2 月大雪災害経験を踏まえ、県が行う「除雪連絡会議」等へ参加し、関係機関連携して迅速な対応、事前に除雪優先路線を設定し大雪災害時に優先した除雪、交通規制時の誘導方法等警察と連携し滞留車両の発生を抑止します。

・自主防災会には、地域内の円滑な道路交通を確保するために、身近な生活道路の除雪を行うことを要請します。

④ 鉄道の災害耐性の強化

・JR 東海には災害耐性の強化を図っていただくための働きかけを行うと共に、災害時は長野県と連携して、災害情報の共有を図り、いち早く回復ができるよう要望します。

⑤ サプライチェーン寸断等に伴う企業の生産力低下

・市内企業には、国県の施策と連携した B C P 策定への意識向上及び支援を行います。

(1) 国の認証制度等（事業継続力強化計画等）の活用推進

(2) 県 B C P 策定支援プロジェクトの活用推進

・テクノネット駒ヶ根、駒ヶ根商工会議所等との連携による B C P 及び地域連携 B C P 策定の啓発を行います。

(1) 定例の通知や会議等の場を活用した広報啓発

(2) 研修、セミナー等の開催

(3) 市内事業所等への広報、啓発

・三遠南信地域連携ビジョン推進会議等との連携による地域間連携体制の検討を行います。

3【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
県等と連携したBCP策定支援件数	1	2事業所 (R8)	
橋梁定期点検の実施	168橋 (R3)	378橋 (R8)	再掲

起きてはならない最悪の事態

5-2

食料・飲料水等の安定供給の停滞

1【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 水、食料等の確保

・大規模自然災害が発生し、住家等の被害があった場合、被災者は避難所に避難することになりますが、断水や物流の途絶により、水、食料等の生命を維持するための物資が不足する可能性があることから、適切な量と迅速な提供態勢を確保するとともに、水道等の早期復旧を実施する必要があります。

② 農産物の安定生産

・農産物の安定生産のためには、担い手の育成や確保、農業経営の活性化、農業基盤整備について推進する必要があります。

・地震等の発生や長雨などに伴い農地や農業用施設が被災した場合は、農産物の生産能力が著しく低下する可能性があります。農業用施設の長寿命化、耐震対策により、農業用水を安定確保するとともに、農地の条件整備を計画的に進め、農産物の安定生産を図る必要があります。

③ 基幹的農業水利施設

・地震等の発生に伴い、被災した農業用施設の復旧（機能回復）に時間を要することが懸念されるため、主要施設の個別施設計画に基づいた更新を進める必要があります。

④ 給食センターの一時利用

・大規模災害による被害により、給食センターが被災した場合は、給食を提供できない事態が発生する可能性があります。

また、避難者への炊き出しが必要となったときに、一時的に給食センターでの調理が必要となることもあるが、電気やガスの停止によりエネルギー源が絶たれたときは、新たなエネルギー源の確保の検討が必要になります。

・竜東学校給食センターは建設されてから、40年以上が経過をしているため、駒ヶ根市公共施設個別施設計画に基づき在り方の検討が必要です。

2【施策 重点】

① 水、食料等の確保

・市は、備蓄計画により必要な飲食料を常に用意し、迅速に水、食料等を提供する態勢を整えます。

・市内小中学校や保育園・幼稚園についても、水・食料の備蓄に努め、特にアレルギー対応の食事についても、順次確保していきます。

- ・備蓄飲食料の保管及び応援物資の一時ストック施設として、備蓄倉庫の設置を検討します。
- ・大規模災害時に断水した場合は、関係機関との連絡協力・相互応援体制により早期に水を確保します。また、水道事業者と連携をし、水道施設の復旧に努めます。
- ・当市だけでは食料等の供給が困難な場合は、県と連携しながら水・食料等を供給します。
- ・市は、市民や事業所に対しては、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日以上の飲食料を備蓄してもらうよう啓発します。

② 農産物の安定生産

- ・農産物の安定生産のためには、日頃からの担い手の育成や確保、農業経営の活性化、農業基盤整備について推進する必要があります。
- ・農地や農業用施設が被災し、農産物の生産能力が低下しないための、農業用施設の長寿命化、耐震対策により、農業用水を安定確保するとともに、農地の条件整備を計画的に進め、農産物の安定生産が図れるようにします。

【圃場整備の推進地区】 新宮川岸地区圃場整備事業

③ 基幹的農業水利施設

- ・日頃から農業施設の整備状況等を整理・把握しておくことで、災害時に被災した農業用施設の位置や構造等が確認でき、早期に復旧（機能回復）ができる体制を整えておきます。

また、基幹的農業水利施設の長寿命化を計画的に進めます。

（用水路や頭首工など農業用施設の長寿命化）

【基幹的農業水利施設推進事業】 中田切第1水路橋（跨高速道路橋）

④ 給食センターの一時利用及び耐震化

- ・大規模災害による被害により、食料基地としての機能を確保するため、給食センターへの新たなエネルギー源の確保や、老朽化した竜東学校給食センターの在り方について検討をしていきます。

【市民及び事業所の皆様へ】

市民の皆様は、最低でも3日間、可能な限り1週間は、自助の観点から自らが主体となって飲食料を確保できるよう、日頃からの備蓄をお願いします。

協定締結団体・事業者は、災害発生時に迅速な対応ができるよう、日頃から初動対応の確認や供給体制の確保に努めてください。

3【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
アルファ米の備蓄数（保存期限5年）	400箱	530箱	
アルファ米（おかゆ）の備蓄数 （保存期限5年）	40箱	40箱	現状維持
保存水の備蓄数（保存期限5年）	22,000本	36,540本	

第6節 二次的な被害を発生させないこと

起きてはならない最悪の事態

6-1

土砂災害（土石流、がけ崩れ、地すべり）やため池の
 損壊・機能不全による二次災害の発生

1【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 土石流、地すべり

・地震等などの大規模災害発生後には、土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生危険性が增大します。

二次災害の発生を抑制するためには、応急対策工事の実施や警戒避難体制の早期構築が重要です。また、土砂災害の危険箇所等を点検し、二次災害発生危険性があるかを確認する必要があります。

② 緊急対応

・大規模災害発生時は、土砂災害防止法の決めに従い、河道閉塞が発生した場合は国土交通省が、地すべりが発生した場合は県が、被害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査を実施します。

また、二次災害発生危険性のある土砂災害の危険箇所等の点検を的確かつ迅速に実施する必要があります。

③ 農業用ため池の破損

・大地震の揺れなどにより、農業用ため池が破損し、下流域への浸水被害を防ぐために、老朽化による堤体の変形や漏水、洪水吐の能力不足、取水施設の損傷等、安全性が危惧されるため池について、計画的に改修を進める必要があります。

また、ため池の地震耐性評価を計画的に進め、地域住民の安全を確保する必要があります。

2【施策 重点】

① 土石流、地すべり

・大規模災害が発生した場合には、土石流、地すべりなどの土砂災害による二次災害発生に備え、国・県と連携し、迅速な応急対策工事の実施と、警戒避難体制の早期構築を実施します。

・地震発生後は地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生する可能性があります。このため、震度5強以上の震度を観測した場合、長野地方気象

台と県が協議をし、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用することがあり、降雨が心配されるときは、自主防災会と連携し避難体制を強化します。

② 調査点検

・河道閉塞のように重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、国又は県は、土砂災害防止法に基づき、被害の想定される範囲及び時期を明らかにするため、砂防ボランティア協会等と連携し緊急調査を実施します。市はその結果を受け、危険箇所の周辺住民に通知し、警戒態勢を強化します。

また、地域の学識経験者や、国土交通省の専門家及びTEC-FORCEによる調査、砂防ボランティア協会等との協力体制により、大規模災害発生後の二次災害発生の危険性のある土砂災害の危険箇所の点検を速やかに実施します。

③ 農業用ため池の破損

・農業用ため池の決壊による被害の防止を図るには、地震耐性評価に基づき、安全性が危惧されるため池を計画的に改修します。

【事業推進のため池】 駒ヶ池・大沼湖・切石夫婦池・南大池・馬見塚公園・
十二天の森・鎌取・天王・古道

起きてはならない最悪の事態

6-2

有害物質の大規模拡散・流出

1【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 危険物施設

・市内の危険物施設（貯蔵所及び取扱所）においては、上伊那広域消防本部と連携し災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要があります。

区 分		施設数				
		H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	R 2.3.31
製造所		1	1	1	1	1
貯蔵所	屋内貯蔵所	32	31	31	34	34
	屋外タンク貯蔵所	10	10	10	10	10
	屋内タンク貯蔵所	1	1	1	1	1
	地下タンク貯蔵所	105	96	96	93	89
	簡易タンク貯蔵所	1	1	1	0	0
	移動タンク貯蔵所 (タンクローリー、セミトレー等)	37	35	34	34	34
	屋外貯蔵所	4	4	4	4	4
	(小 計)	190	178	177	176	172
取扱所	給油取扱所 (ガソリンスタンド等)	28	28	28	28	28
	販売取扱所	0	0	0	0	0
	移送取扱所 (パイプライン)	0	0	0	0	0
	一般取扱所 (上記取扱所以外)	36	36	38	38	39
	(小 計)	64	64	66	66	67
合 計		255	243	244	243	240

※ 指定数量（危険物の危険性を勘案して政令で定められた数量：ガソリン200ℓ、灯油1,000ℓ、重油2,000ℓ等）以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所に区分されています。

2【施策 重点】

① 危険物施設

- ・市は、危険物関係業界・団体、消防機関やその他の関係機関等と連携し、日頃からの危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進します。
- ・災害の発生を想定した防御訓練を関係機関と定期的に開催します。また、防御に必要な資機材を整備します。

【事業所の皆様へ】

危険物施設の保安確保のためには、定期的な点検の実施による施設の適切な維持管理、危険物を取り扱う方々に対する安全教育の実施など、事業所に対する自主保安体制の確立と合わせ、一般家庭からの危険物の漏洩防止のため、次の事項を徹底していただく必要があります。

(1) 危険物施設

- ・法令に基づく定期点検を確実に実施するとともに日常点検を励行し、異常の早期発見に努め、一定期間ごとに機能試験や部品交換を行うなど、日頃から適切な維持管理に努めてください。また、油水分離槽についても定期的な清掃を行ってください。
- ・予防規程の策定が義務づけられている事業所にあつては、実効性のある予防規程を策定してください。
- ・派遣職員、アルバイトを含む全ての従業員に対し、安全教育を徹底してください。
- ・移動タンク貯蔵所から地下タンク貯蔵所等他のタンクに注油する際は、移動タンク貯蔵所の危険物取扱者だけでなく、注油される施設の危険物取扱者も必ず立ち会い、注油前にタンクの油種、残量を確実に確認するとともに、過剰注油の防止を図ってください。
- ・危険物の流出や流出の恐れ等、施設に異常が発生した場合は、被害拡大防止措置を行うとともに、速やかに消防機関等に連絡を行ってください。

(2) 少量危険物施設

- ・施設の設置にあたっては、しっかりした地盤に固定して設置し、周辺環境（落雪等）がタンクや配管に影響を与えない場所を選定してください。また、防油堤を設置して適切な管理を行うとともに、被害拡大につながる水路の近くには設置しないようにしてください。
- ・定期的に（小分けの際などに）、配管やゴムホース等の腐食・劣化がないか点検するとともに、漏れがないか残量の確認を行ってください。
- ・業者が配送に来たときは、できる限り注油作業に立ち会い、自ら小分けする際にはその場を離れないようにしてください。また、作業後はバルブを完全に閉鎖したことを確認してください。
- ・灯油等を運搬する際には、容器が転落、転倒、破損しないように積載してください。
- ・流出事故を覚知したときは速やかに消防署又は市へ連絡してください。

起きてはならない最悪の事態

6-3

農地・森林等の荒廃

1【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 農地・農業水利施設等の保全管理

- ・中山間地域では高齢化等により集落機能が低下し、農用地、水路等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増加しています。そのため、地域の自主性をいかした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進する必要があります。
- ・平時から農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮させ、大規模災害時の二次被害を起こさないようにするため、中山間地における農地・農業水利施設等を適切に保全管理する必要があります。

② 森林整備の推進

- ・森林の荒廃による地すべり、土石流等の山地災害による被害を軽減するために、間伐など森林整備を推進し、森林の土砂災害防止機能を一層向上させるなど、治山事業による「災害に強い森林づくり」を進める必要があります。

2【施策 重点】

① 農地・農業水利施設等の保全管理

- ・農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮させるために、多面的機能支払交付金事業等を活用し、農地・農業水利施設等を適切に保全管理します。
- ・JAや土地改良区と連携し、地域の自主性をいかした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進します。

② 森林整備の推進

- ・県と連携し、治山事業により、森林の土砂災害防止機能を向上させる「災害に強い森林づくり」を推進します。
- ・山崩れ、土石流等の山地災害による被害を軽減するため、森林組合等と連携し、日頃から間伐等の森林整備を推進し、「災害に強い森林づくり」を進めます。
- ・県が進める「森林(もり)の里親促進事業」により、社会貢献に意欲のある企業・団体等と連携して、森林づくりを推進していただくよう働きかけます。

3【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
森林整備面積（第5次総合計画）	325ha (H28～R2)	350ha (R4～R8)	過去5年間の実績 に対し25haの増
遊休農地面積（第5次総合計画）	18ha (R2)	13ha (R8)	1年に1ha減少を目 標とする
新規就農者数（第5次総合計画）	42人 (R2)	52人 (R8)	1年に2人確保する ことを目標とする

起きてはならない最悪の事態

6-4

観光や地域農産物に対する風評被害

1【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 風評被害の防止

・大規模自然災害が発生した場合、メディア等に繰り返し取り上げられることにより、被災地ではない地域まで被災しているとの風評被害が発生し、インターネット等により拡散する場合があります。そのため、国内外に正しい情報を発信するとともに、プロモーション支援等の適切な対応を実施する必要があります。

また、農産物の風評被害を防止するためには、平時から農業者と消費者の顔の見える関係を構築しておくことも有効です。

② 市民協働の仕組みづくりの視点

・風評被害の発生や拡散の原因にならないように注意するとともに、外部への正確な情報発信を「他人任せ」「行政任せ」にすることなく、市民自らが正確な情報発信に協力しようとする考え方を醸成する必要があります。

2【施策 重点】

① 風評被害の防止

・農林水産物の出荷状況や、交流人口の維持に向けた観光施設の状況等の正確な情報収集を踏まえ、国・県・JA上伊那や駒ヶ根観光協会等の各種団体と連携し、ホームページ等を通じて災害に関する状況を国内外に正確に発信することにより、風評被害の防止に努めます。

そのためには、情報の受発信を一本化できる体制を構築する必要があり、観光DMO等の組織化を進めます。

・実際に風評被害が発生している場合は、地域が被害を軽減するために行うプロモーション支援等の適切な対応を実施します。

・報道機関には、被害の有無や程度などを適切に発信するよう協力を依頼するとともに、市民には、公的機関等からの信頼できる情報を入手することにより、災害の影響のない地域への旅行の自粛や、農産物の買い控えといった風評被害につながらないよう、冷静な判断に努めていただくようお願いをします。

・市民には、駒ヶ根市の登録型メール等により、災害時の食の安全情報等、正確な情報の発信に努めます。

② 市民協働の仕組みづくりの視点

・自主防災組織の日頃の取り組みにおいて、災害発生時の「地域の中の支え合いの仕組み」の構築を目指す中で、風評被害がもたらす二次災害への対応の重要性についても十分に理解していただきながら、全市民が共通認識をもって対処できるようにします。

起きてはならない最悪の事態

6-5

避難所等における環境の悪化

1 【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 避難所の運営・環境整備

・行政、市民がそれぞれの役割において食料等の物資の備蓄の確保に努め、避難所等における環境の悪化を防止するとともに、災害時の避難所運営がスムーズに進められるよう、市や地域市民は避難所の運営についての取り決め等を事前に定め、研究しておく必要があります。特に、高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍市民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦などの災害対応能力の弱い要配慮者や女性に対する配慮が必要です。

・市は、基幹避難施設である避難者支援拠点（市内5つの小学校）に職員を派遣します。

その他の避難所は、各自主防災会の自主運営となるため、自主運営ができるための避難所運営訓練が必要です。

・耐震化されていない避難所は、今後耐震化又は建て替えをし、安全な避難所として利用できることが求められます。

② 福祉避難所の確保

・災害発生時は要配慮者を受け入れる避難所として、福祉避難所が確保されますが、現在福祉避難所のほとんどが介護保険施設であり、障害児者（特に知的障がいや精神障がい）への対応ができる施設が少ないのが現状です。

・福祉避難所の運営は、緊急時の混乱した状態の中で、福祉避難所へ避難者を移動させる判断を誰がどう行うか、一般の避難所とは違う配慮は何があるかなど、事前に検討しておく必要があります。

また、現在は福祉避難所の備蓄資機材はほとんど無いため、今後は事前の配備が必要となります。

福祉避難所協定団体名	福祉避難所協定施設名
社会福祉法人 駒ヶ根市社会福祉協議会	デイサービスセンター大原こだま園 デイサービスセンター竜東やまびこ園 高齢者グループホームほほえみの家
社会福祉法人 伊南福祉会	特別養護老人ホーム観成園 老人保健施設フラワーハイツ 救護施設順天寮
社会福祉法人 上伊那福祉協会	特別養護老人ホーム越百園 特別養護老人ホーム千寿園
社会福祉法人 すずらん福祉会	デイサービスセンターエーデルこまがね 特別養護老人エーデルこまがね 老人保健施設エーデルこまがね

社会福祉法人 しなのさわやか福祉会	小規模多機能型居宅介護こまちの家
社会福祉法人 しなのさわやか福祉会	複合福祉施設プラムの里
医療法人 大和会	介護老人保健施設 花の道
株式会社 あい介護センター	あい介護祥風
地方独立行政法人 長野県立 病院機構 長野県立こころの 医療センター駒ヶ根	地方独立行政法人 長野県立病院機構 長野県立こころの医療センター駒ヶ根
医療法人 ゆりかご	グループホームゆりかご 小規模多機能ゆりかご メディカルホームゆりかご駒ヶ根
サングリーン株式会社 たのしや駒ヶ根	認知症グループホームたのしや駒ヶ根
社会福祉法人 なごやか福祉会	地域密着型特別養護老人ホームかがやき

③ 避難者の健康状態の把握

- ・避難所において「避難者の健康が維持されること」を目指す必要がありますが、避難生活が長期化するほど、健康への負担は増大し、避難者の心身に悪影響を及ぼします。特に高齢者や障がい者、日常生活で特別なケアをする要介護者は、災害関連死に直結することから重要な問題となります。
- ・避難所の運営管理者や保健師等医療職をはじめ、避難者相互の気付きにより不健康状態の早期発見と、早期対応ができる体制作りが必要です。

2【施策 重点】

① 避難所の運営・環境整備

- ・市は、東日本大震災等の教訓を踏まえ避難所における良好な生活環境確保のため、避難所における日用生活品の備蓄を推進すると共に、被災者ニーズにあった環境整備を推進します。
- ・避難所でのプライバシーに配慮するために、個別の居住スペースの確保や、着替え等のための簡易ルームを配備します。また、テント付き簡易トイレも配備します。
- ・被災者に対する健康管理、メンタルヘルス等を実施するため、巡回健康相談を実施することにおいて「上伊那地域災害時医療救護活動マニュアル」に基づき関係機関、他職種と連携し、所定の様式を活用し対応します。
- ・各自主防災会が、避難所を自主運営できるよう避難所運営マニュアルを随時見直します。また、避難者支援拠点での事前の取り決めをするために「避難者支援拠点運営委員会」を各小学校単位で開催し、避難所でのルールなどを検討します。
- ・耐震化されていない避難所で早期に改修が必要な施設については、耐震化又は建て

替えを推進します。

- ・防災組織への女性の参画を図ることなどにより、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営に努めます。また、乳幼児や母親に配慮した避難所運営ができるよう託児等の設置も検討します。

② 福祉避難所の確保

- ・災害の規模によっては、現在協定している福祉避難所だけでは受け入れ人数が十分でないことが見込まれるため、今後も市内及び近隣市町村の施設に対して、福祉避難所としての協定締結を働きかけます。

また、いざというときに突然知らないところに行くことでパニックなる恐れがある障がい者もいるので、日頃から福祉サービス等で関わりが持てるように働きかけます。

また、同様に相談支援専門員にも声かけをしていきます。

- ・災害発生時に、誰を福祉避難所へ移動したほうがよいか判断できるよう、日頃から要配慮者との関わりが深い包括支援センター職員等がトリアージできるよう事前に訓練をします。

- ・福祉避難所の運営は、受け入れ先に理解されるよう訓練を実施し、被災地の事例を参考にした福祉避難所を運営します。

- ・福祉避難所に必要な生活物資の事前配備に努めます。

③ 避難者の健康状態の把握

- ・市は、避難所に配置されて保健師を中心に、被災者の健康相談を実施すると同時に、域外から派遣を受けた保健師等医療職と連携をとり、避難者の心身の健康支援を行います。

3【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
ワンタッチパーテーションの備蓄数	340 ヶ (R3)	340 ヶ (R8)	現状維持
プライベートルームの備蓄数	10 ヶ (R3)	15 ヶ (R8)	
テント付き簡易トイレの備蓄数	200 ヶ (R3)	210 ヶ (R8)	再掲
福祉避難所の数	20 施設 (R3)	25 施設 (R8)	
避難行動要支援者名簿 平時の公表についての同意率	64% (R3)	80% (R8)	

第7節 被災した方々が、元の生活に迅速に戻れること

起きてはならない最悪の事態

7-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により

復旧・復興が大幅に遅れる事態

1【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 災害廃棄物の処理

・市は令和3年度に策定した「駒ヶ根市災害廃棄物処理計画」において災害廃棄物の公共用地の仮置き場候補地を選定しましたが、大規模災害発生時の規模によっては廃棄物処理が十分に対応できる面積の確保に至っていないため、処理が滞り、復旧が遅延する可能性もあります。また、仮置き場設置の際には、地域の衛生環境への配慮も必要です。

2【施策 重点】

① 災害廃棄物の処理

・駒ヶ根市災害廃棄物処理計画をもとに、県や協定締結企業などと連携した処理が必要です。また、民地も含め災害廃棄物の仮置き場候補地も増やしつつ、大規模災害に備える必要があります。

また、災害廃棄物処理計画に沿った、市民協働による被災時対応体制の構築を図るとともに地域の衛生環境の維持に努めます。

3【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
災害廃棄物仮置き場候補地の確保	公共用地候 補地 34,500 m ²	333,698 m ²	災害廃棄物の最大発生量推計を参考に必要な面積の確保のため、新たな候補地の確保に努める。

起きてはならない最悪の事態

7-2

道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

1【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 道路啓開等

・大規模自然災害により道路にがれき等が散乱すると、緊急車両や生活物資運搬車両等の通行に支障が生じる恐れがあります。このため、速やかな道路啓開等により生活の安定と被災地の復興を支援する必要があります。

② 協定による連携強化

・緊急車両等の通行を確保するために、道路管理者は滞留車両の緊急移動が必要となりますが、専門的なスキルを持っていないため、受援体制を整える必要があります。

2【施策 重点】

① 道路啓開等

・市は、緊急車両や生活物資運搬車両の交通路を優先して確保するため、緊急輸送道路のネットワークを考慮し、障害物の権利関係に留意しつつ、市管理道路上の倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去します。

② 協定による連携強化

・災害時における応急措置の応援協定を締結している駒ヶ根市建設業組合と連絡窓口の確認や情報交換を開催する等、日頃から連携体制の強化を図ります。
 ・道路の啓開には、レッカー等による滞留車両の移動が必要であるため、レッカー事業者等との障害物除去の応援協定の締結を検討します。

【市民の皆様へ】

市民の皆様は、車両の移動を命ぜられたときは、それに従い移動をお願いします。また、傷害物の除去については、原則としてその所有者が行ってください。

起きてはならない最悪の事態

7-3

被災者の住宅や雇用の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態

1【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 地籍調査の推進等

- ・現在の法務局に備え付けられている地図等は、明治初期に作成されたものが多く、土地の形状や面積が実態と異なっていることがあるうえ、正確な座標値も持っていないため、復元性に乏しい状況にあります。
- ・万が一、大規模災害が発生した際の既存の土地境界の正確な復元のために、土地の権利関係の明確化と共に、復元に必要な正確な情報等を整理しておく必要があります。

【地籍調査の進捗状況等】(建設課) ※令和2年度末調べ

	全国	長野県	駒ヶ根市	(備考)
進捗率等	52%	39%	5%	平成25年 新規着手

② 応急仮設住宅の確保

- ・応急仮設住宅の建設が可能な用地は確保されていますが、今後は詳細な配置計画を策定するとともに、入居者の把握や決定方法、入居後のケアなど一定のルールを決める必要があります。

③ 応急危険度判定士等の養成

- ・被災建物や被災宅地の危険度判定は、二次災害防止のために被災後直ちに行う業務であるが、判定士の人数に限られるため、登録者数を増やし、判定実施体制の整備を進める必要があります。

④ 罹災証明の発行

- ・被災後の支援が迅速に受けられるよう罹災証明書の発行を行います。しかしながら、被災認定をする人員不足が見込まれるため、罹災証明発行を迅速に行うための事前対策が必要です。

⑤ 雇用の確保

- ・被災者の経済的な生活基盤が安定確保できるよう、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化し、雇用維持対策や再就職支援を円滑に実施する必要があります。
- ・事業所の事業継続を図り、雇用が継続できるように対策を講じる必要があります。

2【施策 重点】

① 地籍調査の推進等

- ・大規模な災害が発生した際の復旧や復興を迅速に進めるために、土地の境界を明確

にする地籍調査事業の確実な推進を図ります。

- ・圃場整備や土地の開発に係る測量の成果を、国土調査法第19条第5項指定の申請へつなげるよう、実施事業者等への協力を求めています。
- ・測量の際の基準となる「公共基準点」の適切な管理に努めます。

② 応急仮設住宅の確保

- ・被災者の生活拠点を早急に確保するため、応急仮設住宅の建設が可能な候補地における配置計画の策定等を行うとともに、応急借上げ住宅として民間住宅を事前登録するなど、あらかじめ住居の供給体制を整備します。

③ 応急危険度判定士等の養成

- ・被災建築物や被災宅地について余震等による二次災害を防ぐため、県や関係機関等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やし、判定実施体制の整備を進めます。

④ 罹災証明の発行

- ・被災後の支援が迅速に受けられるよう災害に係る住家被害認定調査票記入の手引き等の策定や被害家屋認定調査研修を行うなど事前体制の整備を図ります。また、新たな被災者支援システムの運用については、研修を重ねて適正に実施していきます。

⑤ 雇用の確保

- ・被災者の経済的な生活基盤を安定確保するために、雇用維持対策や再就職支援を円滑に実施する必要があるとあり、公共職業安定所等の関係機関と連携を強化します。
- ・事業所の事業継続を図るため、防災・減災対策に係る助成制度・金融支援制度により対策を促進するとともに、BCP策定を促進します。

3【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
地籍調査の実施率 (市の全体面積 165.86 km ² の内 調査対象面積 : 130.21 km ²)	4.60% [5.99 km ²] (R2 末)	6.13% [7.98 km ²] (R8)	第1～ 27 調査区 まで完了 の場合
県等と連携したBCP策定支援件数	1	2 事業所 (R8)	再掲

起きてはならない最悪の事態

7-4

地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1【現状認識・問題点の整理(脆弱性評価)】

① 自主防災組織の強化

- ・自主防災会は、災害対応の専門的な人材が必要であるため、人材育成をする必要があります。
- ・大規模自然災害発生時は、長引く避難生活等により地域コミュニティが崩壊することもあるため、普段から地域防災力を高めるための自主防災会活動を活発に行い、共助により地域の安心安全を醸成する必要があります。
- それには、市内16区にある自主防災会組織が、さらに小さな単位である自治組合単位の顔の見える自主防災会として活動することが望まれます。
- ・避難生活を余儀なくされるときは、女性等の生活に配慮した地域コミュニケーションや物資の配布、防犯対策に努める必要があります。
- ・各区の防災体制のあり方はそれぞれ異なるため、事前に各区が必要とするものを計画化する必要があります。

② 自主防災会等の防災教育

- ・大規模災害時は、自分の命は自分で守ること、隣近所で地域住民を守ること等、災害時の自助・共助の力を養成する防災教育に行い、地域の防災力を向上させる必要があります。
- ・未来を担う小中学生にも防災教育を行い、子供から高齢者までが防災活動に参加できる体制を築く必要があります。

2【施策 重点】

① 自主防災組織の強化

- ・自治組合単位での自主防災組織の立ち上げや、地域防災力のさらなる向上を図るため、長野県自主防災アドバイザー・自主防災リーダーによるきめ細かい指導を継続して行います。
- ・自主防災を担う人材は、専門性を高める必要があるため、特定非営利活動法人日本防災士機構が資格認定をする「防災士」の資格取得支援に補助をします。
- ・自主防災会の防災資機材は、駒ヶ根市自主防災組織防災資機材整備事業補助制度を利用し、地域で必要な資機材をあらかじめ準備いただきます。
- ・避難所生活でなるべくストレスがかからないように、プライバシーが保護できる防災資機材を用意します。
- ・各地区がきめ細かい防災対策を講じられるように、地区防災計画の策定を支援します。

② 自主防災会等の防災教育

- ・長野県の出前講座や市職員の防災講座の開催により、市民の防災知識向上を目指します。
- ・小中学生の防災教育を地域も学校も取り組み、被災時の防災活動の担い手として活躍できる体制を築きます。そのために、学校への出前講座や地域内での防災訓練への参加を促進します。

【市民の皆様へ】

市民の皆様は、「自分の地域は自分で守る」との認識のもと、近所とのつながり（安否確認体制）、自治会等との顔の見える関係（避難体制）といった助け合い（共助）の体制づくりや、災害発生時に自身が取べき行動等を事前に想定するなど、今後必ず発生する大規模自然災害に対して「平時からの備え」を講じてください。

また、防災活動を身近なものとするために、地域の行事（運動会や祭り）において、防災の要素を取り入れた催しを行うよう努めてください。

3【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
防災士の認定資格者	38 人 (R3)	50 人 (R8)	市補助活用
自主防災組織率	100% (R3)	100% (R8)	小さな単位へ
自主防災リーダー人数 (第5次総合計画)	71 人 (R3)	96 人 (R8)	
地区防災計画策定地区数	1 地区 (R3)	3 地区 (R8)	
自治会加入率 (第5次総合計画)	75.7% (R3)	80.0% (R8)	